

～人と自然を思いやるまち～

第2次 御前崎市環境基本計画

【後期計画】



令和8年3月
御前崎市

ごあいさつ

御前崎市は、北側に広がる牧之原台地、南側に御前崎灯台が立つ岬や遠州灘の砂丘など、豊かな自然に恵まれた美しいまちです。

しかし、近年は地球温暖化による自然災害の激甚化や、身近な自然の減少といった深刻な環境問題に直面しています。



こうした背景を受け、本市は2021年に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指しています。本計画は、その実現に向けた具体的な行動指針であり、望ましい環境像として「人と自然を思いやるまち」を掲げました。

本計画では、カーボンニュートラル（脱炭素）とネイチャーポジティブ（自然再興）を両輪で推進します。再生可能エネルギーの活用や3Rの徹底、アカウミガメ保護をはじめとする自然との共生など、6つの環境目標に基づき、実効性のある施策を展開してまいります。

環境を守ることは、私たちの暮らしと未来を守ることにそのものです。市民、事業者、滞在者の皆様一人ひとりが主体となり、この豊かな御前崎を次世代へ引き継いでいくため、共に歩みを進めていきましょう。皆様のご理解と力強いご協力をお願い申し上げます。最後に、本計画の策定あたり、貴重なご意見やご提言を賜りました皆様に、心から感謝申し上げます。

2026年（令和8年）3月

御前崎市長 下村 勝

目次

 序章	1
第1節 第2次環境基本計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の構成・期間と進め方	4
第4節 御前崎市を取り巻く社会情勢と課題	7
第5節 第2次計画の中間評価	10
 第1章 基本構想	12
第1節 基本理念	12
第2節 望ましい環境像	12
第3節 望ましい環境像を実現するための基本目標	13
 第2章 分野別計画	14
【重点プロジェクト】	
カーボンニュートラル×ネイチャーポジティブ プロジェクト	15
分野別計画の読み方	17
【環境目標1】自然環境の保全と生物多様性の確保	18
▶きれいな海と川を守る	
▶緑豊かな森林と農地を守る	
▶多様な生きものと共生する	
【環境目標2】人が自然と豊かにふれあう場の保全と創造	24
▶地域特性を活かした豊かなふれあいの場をつくる	
【環境目標3】安全・安心な生活環境の保全	26
▶空気や水を汚さない	
【環境目標4】資源の循環利用と環境負荷の低減	28
▶ごみの減量とリサイクルを進める	
(第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画)	
【環境目標5】地球温暖化対策の推進	38
▶地球温暖化を止める	
(御前崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編))	
【環境目標6】人づくり・環境ネットワークの整備	43
▶環境を学び、行動する	
 資料編	45
資料1 御前崎市の環境行政の動向	46
資料2 御前崎市の環境の現状	47
資料3 地球温暖化関連資料	63
資料4 委員名簿	71
資料5 御前崎市環境基本条例	72
資料6 用語解説	75

※各ページの下、資料編に用語解説がありますので参考にしてください。



コラム目次

久々生（くびしょう）海岸の自然再生	8
学校給食での地産地消の理解を深める取り組み	21
アカウミガメの保護活動	23
雑がみりサイクルアクション	31
環境大臣表彰を受賞した地域発の資源循環モデル「プラニック」	31
公害苦情	54
ビーチクリーン活動	57
本市のブルーカーボンに関する取り組み	61

序章



第1節 策定の背景

御前崎市（以下、本市という。）は、北側に広がる牧之原台地の丘陵地帯、南側には御前埼灯台が立つ岬や遠州灘の砂丘など、豊かな自然に囲まれた地域です。この自然の恵みの中で、地域独自の文化を大切に守り育ててきました。しかし、最近では社会や経済の発展、都市化、暮らし方の変化などにより、生活排水による水の汚れや車の排気ガスによる空気の汚染、身近な自然の減少といった問題が目立つようになってきました。便利な生活になる一方で環境への負担が大きくなり、地球全体の生態系にも影響を与えています。特に猛暑や集中豪雨など、地球温暖化が原因とされる自然災害が増えており、社会や経済にも深刻な影響を及ぼしています。

この豊かな自然の中で快適に暮らし続けるためには、自然とともに生きる姿勢が大切です。自分たちの暮らし方や社会のあり方を見直し、環境への負担を減らす「持続可能な社会」を築いていく必要があります。



第2次御前崎市環境基本計画（後期計画）の策定までの経緯

年度	御前崎市の動き	環境政策の方向性や社会情勢の動向
～2017 (H29)	<ul style="list-style-type: none"> 「御前崎市環境基本条例」制定 (H18.12) 「御前崎市環境基本条例」施行 (H19.4.1) 「御前崎市環境基本計画」策定 (H22.3) 	<ul style="list-style-type: none"> 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」「SDGs」採択
2018 (H30)	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画」策定 (H31.3) 	<ul style="list-style-type: none"> 「パリ協定」発効
2019 (H31/R1)	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次御前崎市環境基本計画」策定 (R2.3) ※（御前崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 「食品ロスの削減の推進に関する法律」公布
2020 (R2)	<ul style="list-style-type: none"> 「ゼロカーボンシティ宣言」(R3.2.15) 	<ul style="list-style-type: none"> 国の「2050年カーボンニュートラル¹実現」宣言 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」閣議決定
2021 (R3)	<ul style="list-style-type: none"> 「御前崎市エネルギービジョン中長期計画」策定 (R4.3) 「御前崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定 (R4.3) 	<ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 「第4次静岡県環境基本計画」策定 「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」策定 「第4次静岡県循環型社会形成計画」策定 「ふじのくにエネルギー総合戦略」策定
2022 (R4)		<ul style="list-style-type: none"> 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行 「昆明モントリオール生物多様性枠組」採択 IPCC²「第6次統合報告書」公表
2023 (R5)	<ul style="list-style-type: none"> 「エネ Smile タウン」開設 (R6.2) 「第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画」見直し（データ編）策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「GX（グリーン・トランスフォーメーション）推進法」施行。 「生物多様性国家戦略2023-2030」閣議決定
2024 (R6)	<ul style="list-style-type: none"> 「御前崎市地域再エネと地域脱炭素実現に向けた構想」策定（環境省補助事業） 	<ul style="list-style-type: none"> 国の「第六次環境基本計画」閣議決定 「地球温暖化対策計画」閣議決定 「第7次エネルギー基本計画」閣議決定
2025 (R7)	<ul style="list-style-type: none"> 「GX推進課」創設 (R7.4) 「第2次御前崎市環境基本計画（後期計画）」策定 (R8.3) ※御前崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画・御前崎市食品ロス削減推進計画を含む	<ul style="list-style-type: none"> 「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づく「自然共生サイト」認定開始

1 **カーボンニュートラル**：温室効果ガスの排出量から吸収量や除去量を差し引いた合計を実質ゼロにすること。本市では2021（令和3）年2月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050（令和32）年までの実現を目指している。

2 **IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change：気候変動に関する政府間パネル)**：世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)が共同で設置した研究機関。温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の実態把握と、社会経済への影響の予測、対策の検討が行われている。

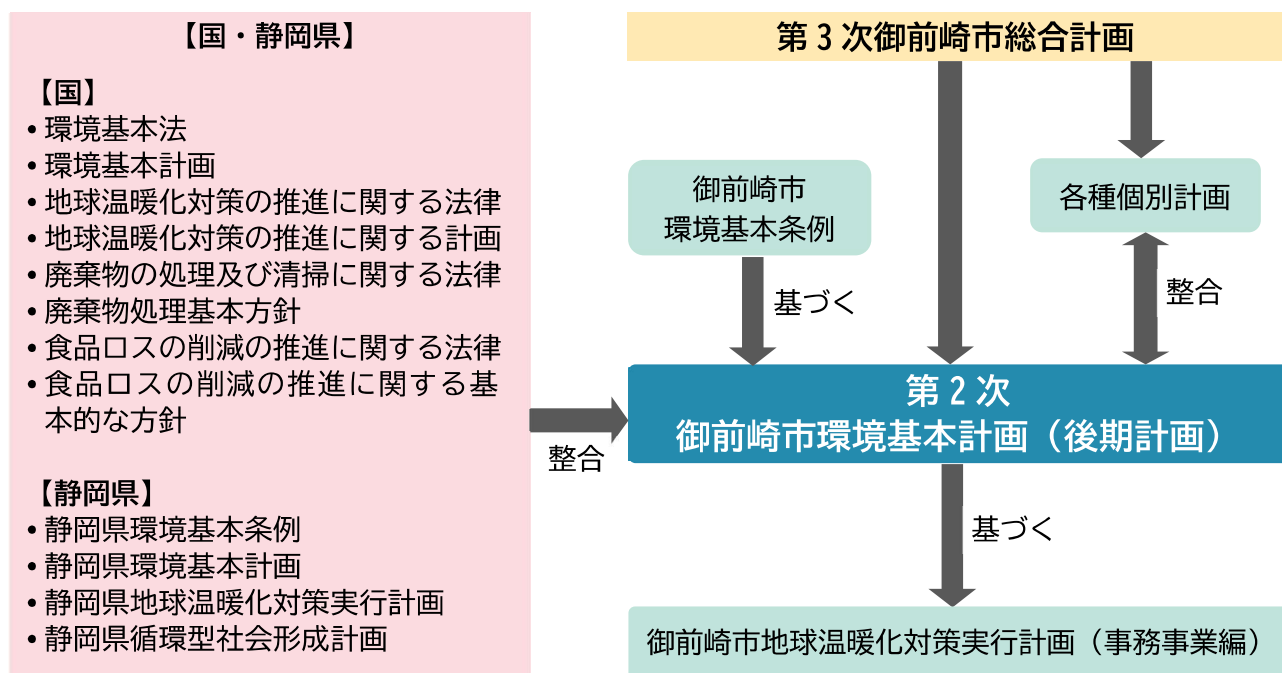
第2節 計画の位置づけ

2-1 計画の目的

「第2次御前崎市環境基本計画（後期計画）」（以下、本計画という。）は、2007（平成19）年4月1日に施行した「御前崎市環境基本条例」第9条に基づいて策定するものです。本計画の目的は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、望ましい環境のあり方や環境施策の基本的方向などを示し、市・市民・事業者・滞在者の取り組みを明らかにすることです。

2-2 計画の位置づけ

本計画は、国・県の環境基本計画や本市の最上位計画である「御前崎市総合計画」をはじめ、環境保全及び創造に関連する各分野計画と整合性を図っています。なお、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、第二次一般廃棄物処理基本計画（食品ロス削減推進計画）を含みます。



【第2次御前崎市環境基本計画（後期計画）及び本計画に含む法定計画と根拠】

御前崎市環境基本計画 【根拠】御前崎市環境基本条例

御前崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 【根拠】地球温暖化対策の推進に関する法律

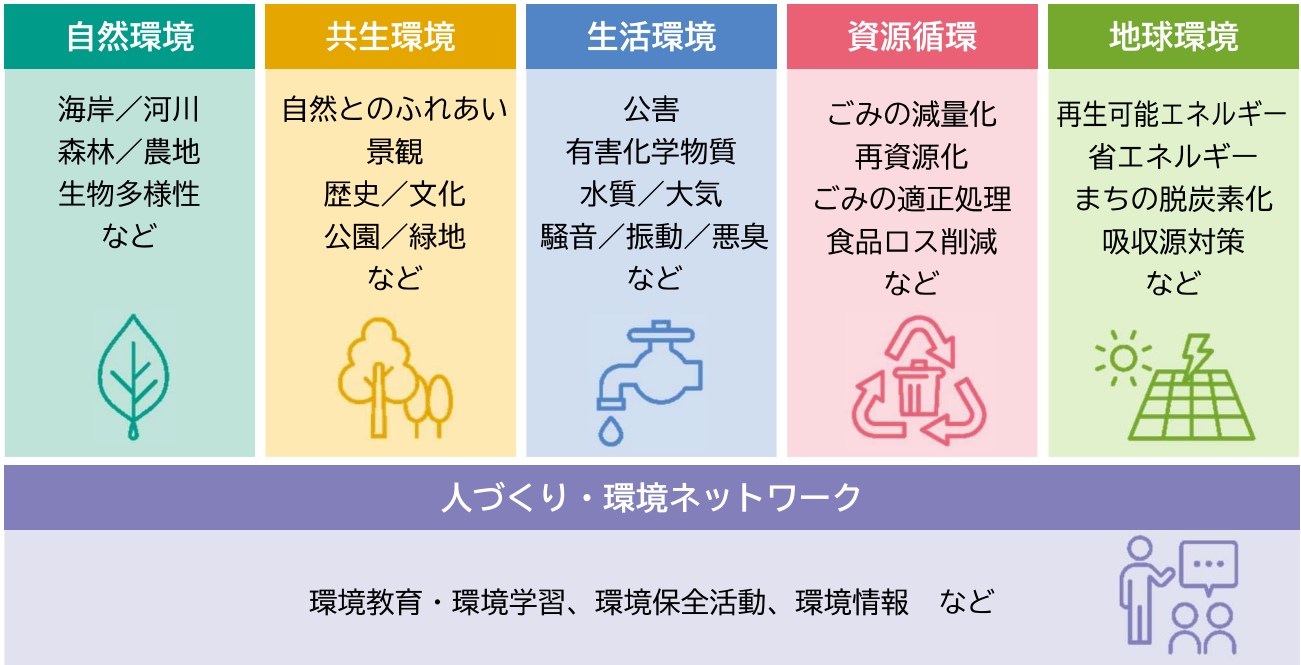
第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画 【根拠】廃棄物の処理及び清掃に関する法律

御前崎市食品ロス削減推進計画 【根拠】食品ロスの削減の推進に関する法律

第3節 計画の構成・期間と進め方

3-1 計画の対象とする環境の範囲

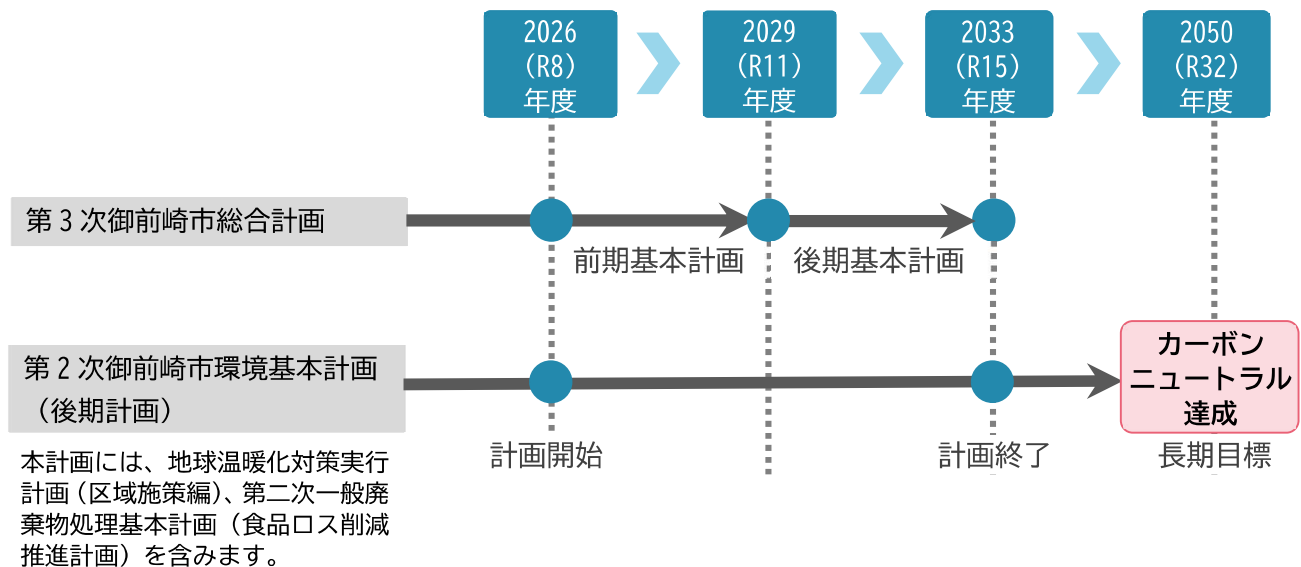
計画の対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。



3-2 計画の期間・目標年度

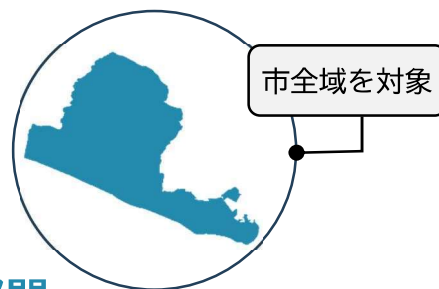
本計画は、ゼロカーボンシティ実現を見据え長期的な視座を保ちつつ、変動性や不確実性、複雑性が増した社会情勢に的確に対応するための期間とします。

また、市の最上位計画である総合計画との整合を強めるため、これまでの10年間から8年間の計画に変更しました。



3-3 計画の対象地域

計画の対象とする地域は、御前崎市全域とします。



3-4 対象とする温室効果ガスと排出源の部門

対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策推進法」で規定する7種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）のうち、国内の総排出量の約9割を占め、地球温暖化に大きく影響を及ぼす二酸化炭素とします。

なお、温室効果ガスの排出源の部門は、産業、業務その他、家庭、運輸、エネルギー転換、廃棄物とします。

産業部門



製造業、農林水産業、建設業・鉱業におけるエネルギー消費による排出

業務その他部門



事務所・ビルのほか、他のいずれの部門にも属さない業種におけるエネルギー消費による排出

家庭部門



家庭におけるエネルギー消費による排出（自家用車からの排出は運輸部門に計上）

運輸部門



自動車、鉄道、船舶におけるエネルギー消費による排出

エネルギー転換部門



石炭などの一次エネルギーを電気などの二次エネルギーへ転換することに伴い発生する排出

廃棄物部門



廃棄物の焼却処分、埋立処分、排水処理に伴い発生する排出

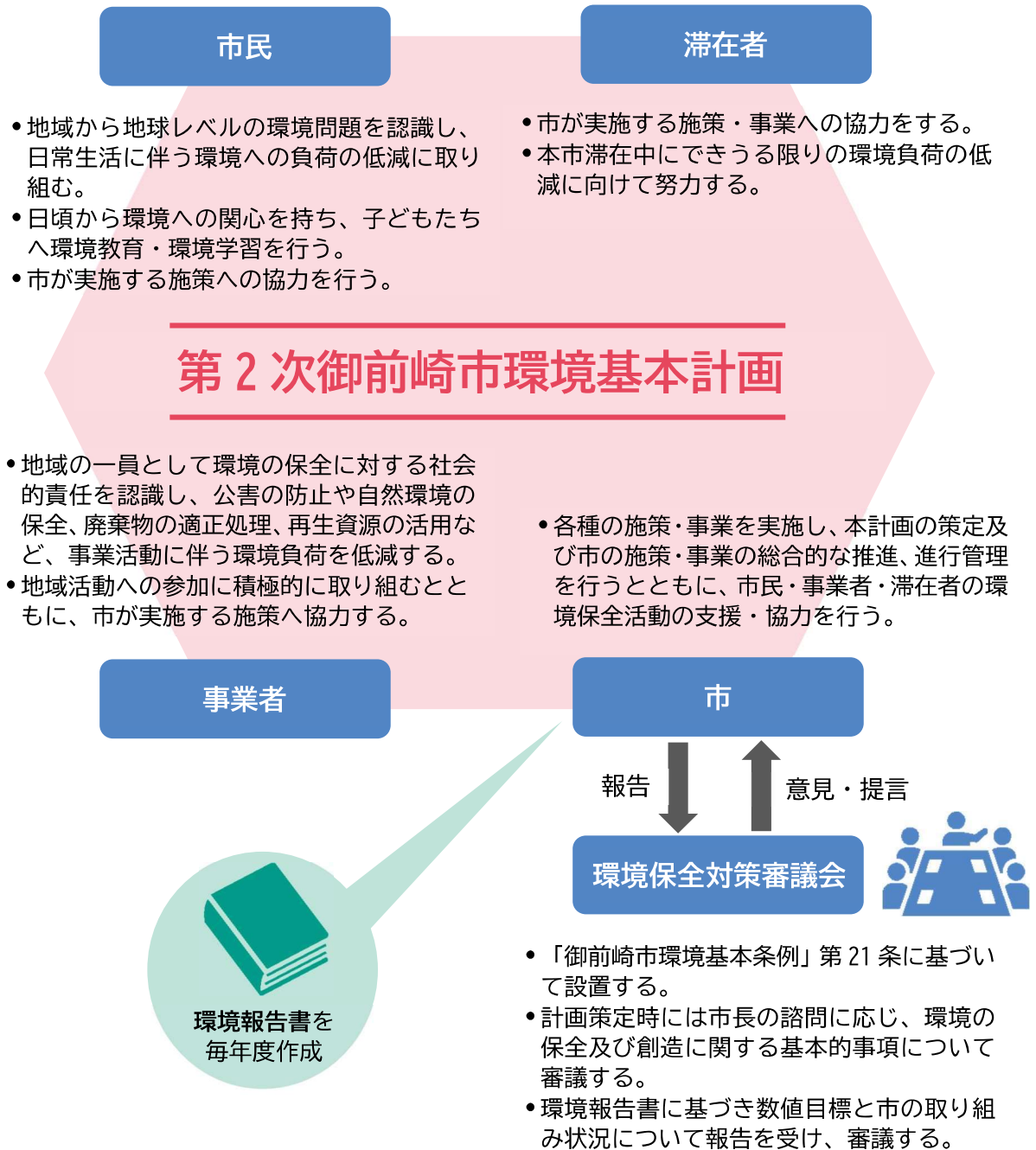


3-5 計画の進め方

施策の実施計画及び実績評価書として、環境報告書を毎年度作成します。本市の附属機関である環境保全対策審議会へ、毎年9月頃に報告・意見聴取を行い、計画的な施策展開を図ります。

また、急速な社会情勢の変化や多様化する市民ニーズ等に柔軟に対応するため、必要に応じて随時新たな施策の立案や見直しを行います。

なお、本計画の進捗状況は、本市のホームページなどで公表します。



第4節 御前崎市を取り巻く社会情勢と課題

4-1 持続可能な社会

●SDGs の世界的な広がり

2015（平成27）年9月の国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダは、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の目標として採択され、その中に「SDGs（持続可能な開発目標）」として17の目標が設定され、水、エネルギー、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった環境と密接に関わる課題が数多く含まれています。近年、このSDGsを目指した取り組みが世界的な広がりをみせています。

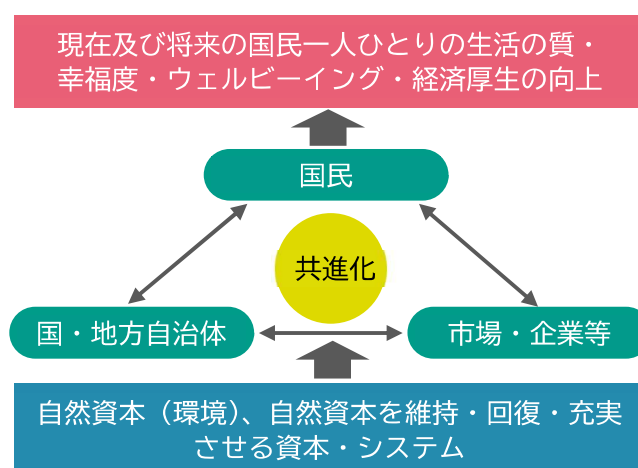


SDGsの17の目標

【資料：国際連合広報センター】

●最上位の目標であるウェルビーイング（高い生活の質）の向上

政府は2024（令和6）年5月に「第六次環境基本計画」を閣議決定し、目指すべき持続可能な社会の姿として、環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング（高い生活の質）」³が実現できる循環共生型社会の構築を掲げました。気候変動や生物多様性の損失、環境汚染など「3つの地球環境危機」に対応しつつ、環境・経済・社会を統合的に変革し、持続可能な生産消費や地域循環共生圏⁴の形成を目指しています。また、環境・経済・社会の変革のためには、国民、国・地方公共団体、市場・企業等が共に進化（共進化）していく必要があるとされています。



共進化によるウェルビーイング実現のイメージ

【資料：環境省】

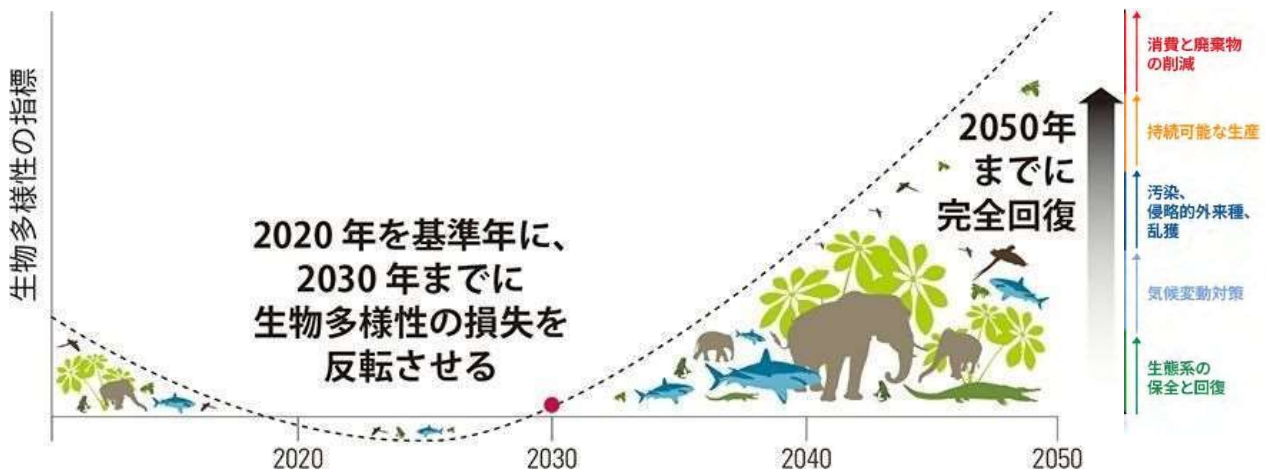
3 **ウェルビーイング（高い生活の質）**：経済的な豊かさだけでなく、心身の健康や環境との調和を含む総合的な幸福、高い生活の質を意味している。

4 **地域循環共生圏**：地域の資源を上手に使いながら、地域同士も助け合って、環境にも暮らしにもよい地域をつくる考え方。

4-2 自然共生社会

自然共生社会の実現に向け、2022（令和4）年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で「昆明モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この枠組には、2030（令和12）年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるという「ネイチャーポジティブ⁵（自然再興）」の概念が盛り込まれるとともに、2030（令和12）年までに陸域・海域の30%以上を保全する目標が「30by30」として具体化されています。

これらの国際的な動向を踏まえ、日本では2023（令和5）年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しました。さらに、「30by30」の目標達成に向けて、保護地域外で生物多様性保全に貢献する地域（OECM）を増やすため、2025（令和7）年4月には「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づく「自然共生サイト」の認定が開始されています。



ネイチャーポジティブのイメージ

【資料：Locke et al., 2021 「2030年までのネイチャー・ポジティブに向けた自然のための測定可能な世界目標」】



コラム

久々生（くびしょう）海岸の自然再生

御前崎港内に位置する久々生海岸では、希少なアマモ場等の保全・維持、自然環境への意識を育む継続的かつ持続可能な取り組みを目指し、NPO法人 EarthCommunication が中心となり、企業・行政・大学など研究機関・地域住民が連携・協働し、保全活動・環境学習活動・調査研究を行っています。これらの活動成果により、2022（令和4）年度から「J-ブルークレジット」の認証に加え、2025（令和7）年度には「地域生物多様性増進法」に基づく「自然共生サイト」として認定されました。



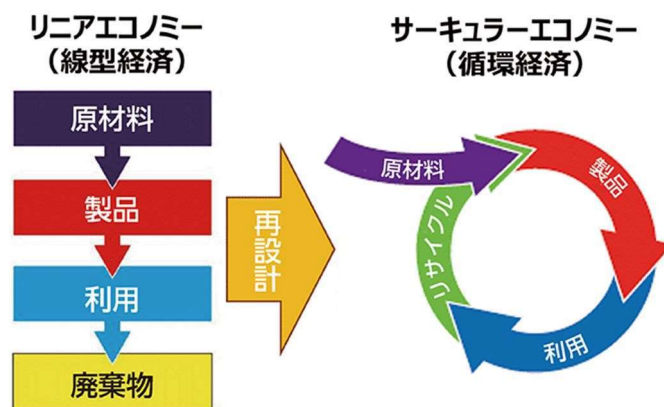
【資料：NPO 法人 EarthCommunication】

5 **ネイチャーポジティブ**：これ以上自然を減らさず、むしろ自然を増やしていく社会を目指す考え方。森や川、生きものが元気な状態を取り戻し、未来の世代にも豊かな自然を残すことを目的としている。

4-3 循環型社会

資源投入量や消費量を抑制しつつ、既存資源を最大限に活用することで、サービス化などを通じて付加価値を生み出す「サーキュラーエコノミー（循環経済）」の考え方が注目されています。

循環経済の実現に向け、国内では具体的な施策が推進されてきました。例えば、2019（令和元）年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、2020（令和2）年7月には「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づきレジ袋の有料化が実施されました。加えて、プラスチック資源の循環を促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が2022（令和4）年4月に施行されています。



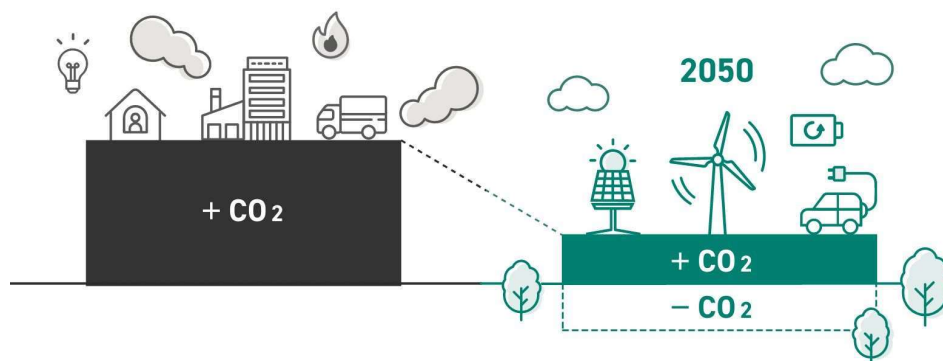
サーキュラーエコノミー（循環経済）の考え方

【資料：環境省】

4-4 脱炭素社会

気候変動対策の国際的な枠組である「パリ協定⁶」は、2016（平成28）年11月に発効しました。これを受け、日本では2021（令和3）年3月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、2050（令和32）年カーボンニュートラルの実現が同法の基本理念として明確に定められました。また、2025（令和7）年2月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度基準で、2030（令和12）年度に46%削減、2035（令和17）年度に60%削減、2040（令和22）年度に73%、2050（令和32）年度にカーボンニュートラル達成を目標に掲げています。

また、化石燃料依存から脱却し、クリーンエネルギーを主軸とする社会システムへの変革を図る「GX」が広がりを見せています。2023（令和5）年6月には、「GX推進戦略」の策定、カーボンプライシングやGX経済移行債の導入といった脱炭素社会の具体的な手法を示す「GX推進法」が施行されました。



カーボンニュートラルの考え方

【資料：環境省】

⁶ **パリ協定**：温室効果ガス排出量の削減等について定めた国際的な取り決めで、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求すること」を目的としている。全参加国は削減目標を国連に提出して削減を進め、5年ごとに見直すことが求められている。

第5節 第2次計画の中間評価

5-1 数値目標の達成状況

第2次計画では、取り組みの方向ごとに複数の数値目標を設定し、目標の進捗管理を図ってきました。ここでは、6つの環境目標ごとに数値目標の現状についてまとめるとともに、2024（令和6）年度の中間目標に対する達成状況を評価しました。

【評価（4段階）】	
目標達成	：達成率 100%以上
★★★	：達成率 80～99%
★★	：達成率 50～79%
★	：達成率 0～49%

取り組みの方向／環境指標	単位	実績		目標		中間目標に対する実績評価	
		基準	現状	中間	最終		
		2018	2024	2024	2029		
環境目標1 自然環境の保全と生物多様性の確保							
1	アカウミガメ指定地域・海岸清掃ボランティア数	人/年	152	581	400	600	目標達成
	海岸清掃・緑の少年団参加者数	人/年	300	310	300	300	目標達成
	海岸林整備・ボランティア参加者数	人/年	170	139	200	200	★★
	海岸部への不法投棄箇所数	箇所/年	3	0	0	0	目標達成
	河川愛護参加人数	人/年	3,449	3,858	3,500	3,500	目標達成
2	松食い虫被害海岸林・予防面積	ha/年	55	55	55	55	目標達成
	エコファーマー認定者数	人	30	1	33	36	★
	遊休農地面積	ha/年	607	502	421	266	★★
	地域で守る農地面積	ha/年	103	160	200	200	★★★
	学校給食で使用する食材の地産地消率	%/年	27	24.6	31	33	★★
3	アカウミガメふ化率	%/年	37.8	42	40	50	目標達成
	飼い猫・地域猫の避妊去勢手術件数（累計）	件	1,528	1,974	2,100	2,600	★★★
環境目標2 快適環境の保全と創造							
4	御前崎市観光客数	人/年	484,586	479,937	537,400	570,400	★★★
	指定文化財数	件	32	35	35	35	目標達成
	文化財案内板設置数	基	89	92	92	95	目標達成
5	グリーンバンク申請団体数	団体/年	55	46	55	55	★★★
	ガーデンシティ事業参加数	団体/年	5	5	5	5	目標達成
環境目標3 安全・安心な生活環境の保全							
6	公害苦情件数（大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭）	件/年	13	11	0	0	★
	公害防止協定（環境保全協定）締結社数	件	40	41	42	45	★★★
7	臭気指数による基準値超過地点数（基準値を超過した地点数/測定地点数）	地点/年	4/7	4/7	0/7	0/7	★
	臭気指数による基準値超過率	%	57.1	57.1	0	0	★
	市内河川 BOD の B 類型基準超過地点数（基準値を超過した地点数/測定地点数）	地点/年	9/29	8/29	0/29	0/29	★
	市内河川 BOD の B 類型基準超過率	%	31.0	27.6	0	0	★
	生活雑排水処理率	%	83.0	87.9	92.0	96.0	★★★

取り組みの方向／環境指標	単位	実績		目標		中間目標に対する実績評価	
		基準	現状	中間	最終		
		2018	2024	2024	2029		
環境目標 4 資源エネルギーの循環的利用							
8	• 1人1日当たりごみ排出量	g/日・人/年	941	866	895	850	目標達成
	• 給食の残菜率	%/年	2.8	12.3	1.5	1.4	★
	• 不法投棄箇所数	箇所/年	68	26	30	0	目標達成
	• 不法投棄監視パトロール実施回数	回/年	95	37	95	95	★
	• 道路愛護参加人数	人/年	3,199	2,860	3,200	3,200	★★★
	• ごみゼロ運動参加人数	人/年	6,057	3,508	7,000	8,000	★★
環境目標 5 地球環境の保全							
9	• 市有施設からの温室効果ガス排出量	t-CO ₂	9,112	7,647	8,565	8,110	目標達成
	• 新エネ・省エネ機器導入補助件数(累計)	件	2,566	3,063	3,100	3,600	★★★
	• 廃食用油回収量	kl/年	549	758	600	660	目標達成
環境目標 6 環境教育・環境保全活動の推進							
10	• 環境出前講座参加人数	人	891	1,402	1,091	1,291	目標達成
	• アカウミガメ産卵観察会参加者数*1	人/年	94	0	300	500	★
	• アカウミガメ放流観察会参加者数*1	人/年	165	0	300	500	★
	• 磯の生物観察会・参加者数	人/年	32	20	40	50	★★
	• 青少年リーダー育成事業「御前崎クエスト」参加者数(小学生)	人/年	27	48	40	50	目標達成
	• 青少年リーダー育成事業「御前崎クエスト」リーダー数	人/年	8	10	15	20	★★
	• 出前講座回数	回/年	0	9	5	10	目標達成
	• CATVによる情報発信回数	件/年	1	5	2	4	目標達成

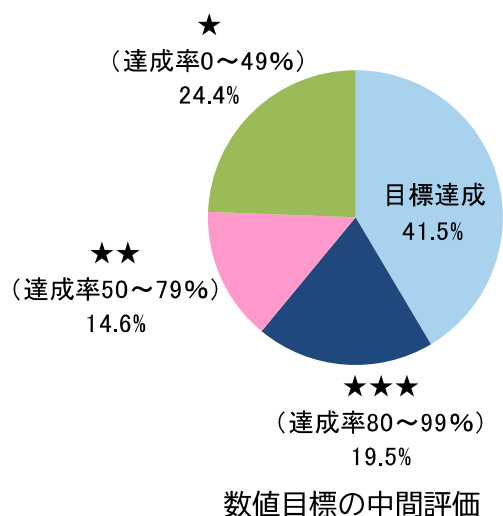
注)「マイバッグ持参率」は、普及率が一定の数値を達していることを確認したため、2024(令和6)年度より調査を終了。

*1 アカウミガメの上陸・産卵頭数、産卵個数及びふ化頭数が減少したため、アカウミガメ保護の観点から、産卵・放流観察会という事業を中止し、ウミガメ保護監視員によるウミガメ保護活動を見学する事業に変更して実施。

5-2 評価の総括と後期計画への反映

数値目標の達成状況として、「目標達成」が41.5%、「★★★(達成率80~99%)」が19.5%、「★★(達成率50~79%)」が14.6%、「★(達成率0~49%)」が24.4%でした。

これらの達成状況や、個別の施策の状況などを踏まえて数値目標の見直しを行い、「第2章 分野別計画」へ反映します。





第1章 基本構想

第1節 基本理念

基本理念とは、市・市民・事業者・滞在者が環境の保全及び創造を推進するに当たって、行動や判断の共通認識とすべき事項を示したものです。

「御前崎市環境基本条例」第3条では、現在のみならず将来の世代も環境の恵みを受けることができ、また、良好な状態で引き継いでいけるよう、4つの基本理念を定めています。本計画においても、同条例の基本理念を踏襲して掲げます。

【基本理念】

- 健全で恵み豊かな環境の恩恵を受け、良好で快適な環境を将来の世代へ継承する
- 自然環境に恵まれた地域特性を生かして自然と人との共生を確保する
- 持続的発展が可能な社会を構築するために、すべての者が公平な役割分担の下で積極的に取り組む
- すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全を積極的に推進する

第2節 望ましい環境像

本計画の上位計画である「第3次御前崎市総合計画」の将来都市像は、「安心と希望を未来へつなぐ 人が自然と共生するまち 御前崎」であり、環境・市民生活分野の基本目標は「人と自然を思いやるまち」です。そのため、本計画ではこの環境・市民生活分野の基本目標を望ましい環境像として掲げます。

【第3次御前崎市総合計画の将来都市像】

安心と希望を未来へつなぐ 人が自然と共生するまち 御前崎



【第2次御前崎市環境基本計画（後期基本計画）望ましい環境像】

人と自然を思いやるまち

御前崎市の豊かな自然を保全するとともに、

快適な生活環境の整備を積極的に進め、環境に負荷をかけない、

人と自然を思いやるまちを目指します。



第3節 環境目標

望ましい環境像を実現するための柱として環境目標を定め、この環境目標のもとに具体的な施策を展開していきます。環境目標は、御前崎市環境基本条例の第8条に示された「施策の基本方針」を踏まえながら以下の6つの柱としました。

環境目標1 自然環境の保全と生物多様性の確保



本市は、御前崎の岬や美しい砂丘を代表とする豊かな自然環境に恵まれています。これらの自然は私たちの暮らしや産業の基盤となっているだけではなく、多様な生きものを育む貴重な資源となっています。このような自然環境を将来にわたって保全し、生物多様性を確保します。

環境目標2 人が自然と豊かにふれあう場の保全と創造



自然とふれあえる環境や公園・緑地、美しい景観、歴史・文化的遺産などは、私たちの暮らしに安らぎや潤いを与えてくれます。このような環境を保全、あるいは新たに創造していくことで、快適な生活空間づくりを推進していきます。

環境目標3 安全・安心な生活環境の保全



私たちが健康で文化的な生活を送るためには、空気や水がきれいで、不快な音や臭いがせず、かつ化学物質などによる影響のない安全な環境づくりが必要です。そのため、日常生活や事業活動による環境への影響を低減し、安全・安心な生活環境を保全します。

環境目標4 資源の循環利用と環境負荷の低減



大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、私たちに便利で快適な生活を与えてくれましたが、その結果として資源の枯渇や環境への負荷の増大、ごみの増大を引き起こしました。これからは資源の循環利用を図り、循環型社会の実現を目指します。

環境目標5 地球温暖化対策の推進



地球温暖化をはじめとする地球環境問題が深刻化しています。私たちの暮らしや事業活動が地球環境に影響を与えていることを市民一人ひとりが自覚し、脱炭素につながる取り組みを積極的に実践していきます。

環境目標6 人づくり・環境ネットワークの推進



環境問題の解決には、社会経済活動のあり方やライフスタイルを見直すのと同時に、環境保全に向けて積極的に取り組む人づくりが必要です。そのため、市・市民・事業者・滞在者を対象とした環境教育・環境保全活動の推進を図り、人材の育成とそれに伴う環境基盤を整備します。



第2章 分野別計画

重点
プロジェクト

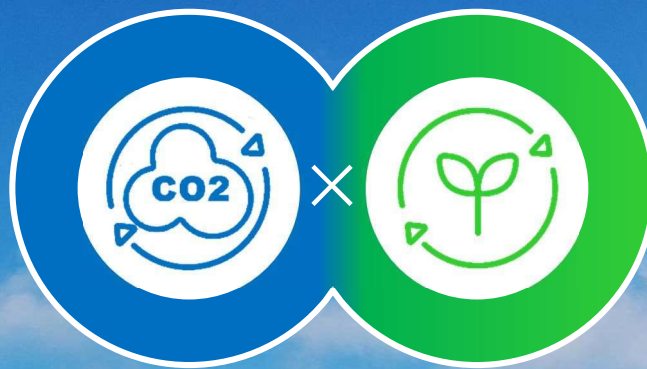
カーボンニュートラル×ネイチャーポジティブ プロジェクト

望ましい環境像	環境目標	取り組みの方向	取り組み項目	
第2次御前崎市環境基本計画 人と自然を思いやるまち	自然環境の保全と生物多様性の確保	きれいな海と川を守る	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸の環境保全 ・海岸・河川の美化 ・水産資源の保全・回復 ・水資源の保全 	
		緑豊かな森林と農地を守る	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の適正管理と木材の利用促進 ・計画的な農地の保全と基盤の整備 ・地産地消及び環境保全型農業の推進 	
		多様な生きものと共生する	<ul style="list-style-type: none"> ・野生動植物の保護・管理 ・飼養動物の適正管理 	
	人が自然と豊かにふれあう場の保全と創造	地域特性を活かした豊かなふれあいの場をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観形成の推進 ・歴史、文化的遺産の保護及び継承 ・公園の適正管理及び利用促進 ・緑地の整備及び保全の推進 	
	安全・安心な生活環境の保全	空気や水を汚さない	<ul style="list-style-type: none"> ・公害の防止 ・水質汚濁、大気汚染対策の推進 ・悪臭・騒音・振動対策の推進 	
	第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画			
	資源の循環利用と環境負荷の低減	ごみの減量とリサイクルを進める	<ul style="list-style-type: none"> ・リデュース、リユースの推進 ・リサイクルの推進 ・食品ロスの削減 ・計画的な廃棄物対策と適正処理 ・不法投棄対策、環境美化の推進 	
	御前崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）			
	地球温暖化対策の推進	地球温暖化を止める	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの利用促進 ・省エネルギーの促進 ・二酸化炭素吸収源の保全と創造 <p>※関連施策として「リデュース リユースの推進、リサイクルの推進、食品ロスの削減」を含む。</p>	
	人づくり・環境ネットワークの整備	環境を学び活動する	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育、環境学習の推進 ・環境保全活動の推進 ・環境情報の提供とネットワークづくり 	

カーボンニュートラル × ネイチャーポジティブ プロジェクト (重点プロジェクト)

本市が目指す望ましい環境像「人と自然を思いやるまち」の実現に向けて、特に注力して推進していく取り組みを「カーボンニュートラル × ネイチャーポジティブ プロジェクト」として位置づけ、分野横断的に連携し取り組みます。

カーボンニュートラル × ネイチャーポジティブ プロジェクト



自然を守り増やしながら二酸化炭素の排出と吸収のバランスを図り、
地球温暖化の防止を目指します。

本市の地域特性に適した3事業を、相互に連携させながら推進します。



重点1 | ネットワーク構築事業 ~連携を力に変える~

市民・企業・団体・行政が連携する取り組みを推進し、共感の輪を広げます。



【主な取り組み】

実践
(イベント・連携)

情報発信

- 自然環境保全イベントを実施します（例：ビーチクリーンの開催）
- GX 商談会、情報交換会、勉強会を開催します。
- カーボンニュートラルと自然との共生に取り組み、新しいつながりの場を検討します。
- 「環境情報を見える化」するコンテンツなどを構築します。

重点2 | 省エネ促進、再エネ導入・活用事業 ~地域のエネルギーを地域で活かす~

省エネルギーを促進するとともに、再生可能エネルギーの導入を促進することで、エネルギー構造の高度化を図ります。



【主な取り組み】

産業支援

地域インフラ

交通

- 事業活動の排出量削減に資する取り組みや、再生可能エネルギー活用を促進します。（例：脱炭素経営支援補助金等の活用）
- 市内の再生可能エネルギーの発電を地産地消するマイクログリッド⁷化を公共施設で推進します。（例：市役所周辺マイクログリッド化事業）
- 公共交通の AI オンデマンド⁸導入を推進します。（例：R7 年度実証事業）
- 車両の EV 化や V2H を促進します。

重点3 | 森・川・海つながり創生事業 ~自然の恵みを未来へつなぐ~

森川海のつながりを意識し、自然環境の保全・再生を図り、自然の恵みを未来へつなぐとともに、地球温暖化を防ぎます。



【主な取り組み】

生物多様性

二酸化炭素吸収源の保全創造

里山

海域

- 生物多様性に関する調査・研究を推進します。
- 自然環境の保全再生による二酸化炭素吸収源（ブルーカーボン・グリーンカーボン）創出に取り組みます。（例：R7 年度御前崎港内ブルーカーボン創出事業（実証事業））
- 河川の源流から海に至るまでを一体的な流域としての里山再生、農地保全を促進します。（例：あらかわふるさと公園を拠点とした流域保全）
- 豊かな海洋生態系を回復します（例：R7 年度御前崎港内ブルーカーボン創出事業（実証事業））。

7 **マイクログリッド**：地域内で再生可能エネルギーを効率的に活用するための、小規模なエネルギー供給ネットワークのこと。市役所周辺などの公共施設において、停電などの災害時にも強い分散型エネルギーシステムの構築を目指している。

8 **AI オンデマンド**：AI（人工知能）を活用し、利用者の予約に応じて最適なルートを走行する輸送サービス。公共交通の利便性を高めつつ、効率的な運行によって温室効果ガスの排出を抑制する取り組み。



分野別計画の読み方

！ 環境目標、取り組みの方向を示しています。

！ 関連する SDGs の目標を示しています。

環境目標 1：自然環境の保全と生物多様性の確保

1 きれいな海と川を守る



現状と課題

- ・ 浜岡砂丘を含む遠州灘海岸では、海岸浸食が進行しているため、復旧・保全に向けて関係機関と連携して取り組んでいます。また、海岸部のクロマツの減少、防風・防風機能の低下や景観の劣化が懸念されています。
- ・ 台風後などには多量の流木や海洋プラスチックごみが漂着しており、生態系への影響が懸念されるため、啓発活動や継続的な清掃活動が必要です。
- ・ 磯焼けによる藻場の消失や水産資源の枯渇などが懸念されていることから、藻場の復元や栽培漁業の推進が必要です。
- ・ 市内の湧水地点の多くで減少や枯渇が懸念されていることから、湧水機能の再生や雨水浸透の促進などに



！ 取組の方向に関連する環境の現状と課題をまとめています。

！ 現状値（2024 年度）と目標値（2033 年度）を示しています。

数値目標

環境指標	現状 2024 年度	目標 2033 年度
● 海岸林整備・ボランティア参加者数	139 人/年	170 人/年
● 海岸清掃・緑の少年団参加者数	310 人/年	300 人/年
● 河川愛護参加人数	3,858 人/年	4,000 人/年

主体別の取り組み

● 海岸の環境保全

【市の取り組み】

- ・ 静岡県海岸保全基本計画と連携し、遠州灘及び駿河湾沿岸の総合的な保全を推進します。
- ・ 浜岡砂丘を含む遠州灘沿岸の海岸浸食に対し、沿岸自治体が連携して復旧及び保全対策に取り組めるよう国や県に働きかけます。
- ・ 県と連携し、御前崎遠州灘県立自然公園の保護を推進します。
- ・ 海岸防風林の松枯れ対策を進めるとともに、竹林

【重点 3】

- ・ 海岸部には、ハマボウフウやハマヒルガオなど海岸部に固有の植生が残っていることから、市民と協働で保全活動を行います。【重点 3】

！ 重点プロジェクト（P.16～17）のプロジェクト番号 1～3 に対応しています。

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

- ・ 御前崎遠州灘県立自然公園の自然環境・景観の保護に協力します。
- ・ 海岸部への車両の乗り入れはしません。
- ・ 海岸部固有の植生を保全する活動に協力します。

	市民	事業者	滞在者
● 御前崎遠州灘県立自然公園の自然環境・景観の保護に協力します。	●	●	●
● 海岸部への車両の乗り入れはしません。	●	●	●
● 海岸部固有の植生を保全する活動に協力します。	●	●	●

！ 計画期間に市が実施する取り組みを示しています。

！ 市民・事業者・滞在者の取り組みに●印をつけています。

数値目標の「現状値」は、策定時の 2025（令和 7）年度に公表されている最新データとして現状値は 2024（令和 6）年度データを採用しました。

環境目標1：自然環境の保全と生物多様性の確保

1 きれいな海と川を守る



現状と課題

- 浜岡砂丘を含む遠州灘海岸では、海岸浸食が進行しているため、復旧・保全に向けて関係機関との連携した取り組みが必要です。また、海岸部のクロマツ林では松枯れ⁹被害が発生しており、防潮・防風機能の低下や景観の悪化を防ぐための適切な管理が求められています。
- 台風後などには多量の流木や海洋プラスチックごみが漂着しており、生態系への影響が懸念されるため、啓発活動や継続的な清掃活動が必要です。
- 磯焼け¹⁰による藻場の消失や水産資源の枯渇などが懸念されていることから、藻場の復元や栽培漁業の推進が必要です。
- 市内の湧水地点の多くで減少や枯渇がみられるため、森林の保水機能の再生や雨水浸透の促進などにより、水資源の保全が必要です。



数値目標

環境指標	現状 2024年度	目標 2033年度
● 6R県民運動賛同企業・団体数 ^{*1}	9団体	17団体
● 海岸林整備・ボランティア参加者数	139人/年	170人/年
● 河川愛護参加人数	3,858人/年	4,000人/年

*1 6R県民運動：海洋プラスチックごみの増加に対応するため、県民一人ひとりによるプラスチックごみの発生抑制と海洋への流出を防止する6R県民運動に賛同する企業・団体

主体別の取り組み

●海岸の環境保全

【市の取り組み】

- 静岡県の海岸保全基本計画と連携し、遠州灘及び駿河湾沿岸の総合的な保全を推進します。
- 浜岡砂丘を含む遠州灘沿岸の海岸浸食に対し、沿岸自治体が連携して復旧及び保全対策に取り組めるよう国や県に働きかけます。
- 県と連携し、御前崎遠州灘県立自然公園の保護を推進します。
- 海岸防風林の松枯れ対策として広葉樹（しゃりんばい、やまもも等）の植樹を進めるとともに、竹林の不要な拡大防止を図り、海岸環境を保全します。【重点3】
- 海岸部には、ハマボウフウやハマヒルガオなど海岸部に固有の植生が残っていることから、市民と協働で保全活動を行います。【重点3】

9 松枯れ：マツノザイセンチュウという線虫の寄生によって海岸部のクロマツなどが枯れてしまう現象。

10 磯焼け：沿岸の岩礁や磯に生育するカジメ・サガラメ・テングサなどの海藻が衰退し、焼け跡のような状態になる現象。藻場（海藻が群生する場所）が消失し、水産資源の枯渇などが懸念されている。

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

	市民	事業者	滞在者
・ 御前崎遠州灘県立自然公園の自然環境・景観の保護に協力します。	●	●	●
・ 海岸部への車両の乗り入れはしません。	●	●	●
・ 海岸部固有の植生を保全する活動に協力します。	●	●	

●海岸・河川の美化

【市の取り組み】

- ・ 河川堤防の草木管理の推進、市民協働による雨水排水の定期的清掃や緑化などに取り組み、良好な河川空間を形成します。
- ・ 二級河川の河床の浚渫並びに河川堤防の管理など、関係機関に働きかけます。
- ・ 海岸漂着物などの定期的な除去など管理を進め、美しい海岸を維持します。
- ・ 国指定天然記念物のアカウミガメが産卵しやすい海岸になるように、海岸漂着物を除去するとともに、小中学生やアカウミガメ保護活動見学会参加者等に清掃活動を呼びかけます。
- ・ 美しい海岸環境の保全のため、マリンスポーツ愛好者や地域住民、小中学生との協働による積極的な清掃活動を呼びかけます。
- ・ 海岸線の美化推進や監視強化により、ごみを捨てにくい環境を作り、ごみのポイ捨て・不法投棄防止を推進します。

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

	市民	事業者	滞在者
・ 海岸・河川にごみを捨てません。	●	●	●
・ 海岸・河川清掃に積極的に参加します。	●	●	●
・ 河川の草刈り、雨水排水路の清掃活動に積極的に参加します。	●	●	

●水産資源の保全・回復

【市の取り組み】

- ・ 磯焼けに伴う藻場の再生に取り組めます。【重点3】
- ・ 静岡県温水利用研究センターと連携し、マダイ・ヒラメ・クエ等の栽培漁業を推進し、水産資源の回復を推進します。
- ・ ブルーカーボン¹¹創出を通じた沿岸生態系の再生による水産資源の回復を推進します。【重点3】

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

	市民	事業者	滞在者
・ 磯焼け対策活動協議会の行う藻場の復元に協力します。	●	●	
・ 地元産の水産資源を積極的に購入・消費することで漁業振興に貢献するとともに、水産資源の維持保全に取り組めます。	●	●	

●水資源の保全

【市の取り組み】

- ・ 森林が持つ保水機能を取り戻すため、県に協力して荒廃森林の再生を進めます。【重点3】
- ・ 地下水の現状を把握し、必要な保全策の検討を進めます。【重点3】

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

	市民	事業者	滞在者
・ 地下水の適正利用と保全を推進します。	●	●	

11 **ブルーカーボン**：海草（コアマモなど）や海藻、植物プランクトンといった海の生態系が、大気中の二酸化炭素を吸収して固定する炭素のこと。

環境目標1：自然環境の保全と生物多様性の確保

2 緑豊かな森林と農地を守る 15 種の豊かさを守る

🌱 現状と課題

- 人工林は市内各地区に分散しており、施業の集約化が行いにくい状況にあります。森林の持つ水源涵養機能などの公益的機能の重要性が高まっていることから、人工林の間伐¹²推進や荒廃した森林の再生が必要です。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足により、経営耕地面積が減少し、遊休農地が増加しています。農地集積や新規就農者の確保を通じて、良好な生産基盤を維持することが必要です。
- 食の安全・安心への関心の高まりや輸送に伴う負荷低減のため、環境保全型農業を普及するとともに、学校給食における地元生産者からの調達や農水産物直販施設の充実により、さらなる地産地消の推進が必要です。



🌱 数値目標

環境指標	現状 2024年度	目標 2033年度
● 保安林等の植樹本数	900本/年	1,350本/年
● みどり認定者数 ^{*1}	1人	10人
● 遊休農地面積	502ha/年	412ha/年
● 地域で守る農地面積 ^{*2}	160ha/年	750ha/年

*1 環境負荷低減に取り組む5ヶ年を県から認定された農林漁業者

*2 多目的機能支払交付金の対象面積

🌱 主体別の取り組み

【市の取り組み】

● 森林の適正管理と木材の利用促進

- 保安林等の植樹を行い、防災林の保護をします。
- 市民組織と協働で飛砂防備保安林等の保全に取り組みます。【重点3】
- 御前崎市森林整備計画に基づき、事業者に対して指導を行います。
- 山林所有者や市民等と協働で、自然環境に配慮した山林の適正管理の推進に取り組みます。
- 森林の適切な管理に向けた山林所有者の支援を行います。
- 治山事業を推進し、倒木被害や土砂崩れなどを未然に防止します。
- 森の力再生事業¹³を積極的にPRします。

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

	市民	事業者	滞在者
● 間伐や下刈り、植林、竹林管理などに協力します。	●	●	●
● 森林所有者は森林荒廃防止のため、保全と適正管理に取り組みます。	●	●	

12 間伐：成長に伴って混みすぎた林の立木を一部抜き切りすること。

13 森の力再生事業：手入れが行き届かず荒廃した森林を、県と連携して再生する事業。森林が持つ水源涵養機能や二酸化炭素の吸収能力を取り戻すことを目的としている。

●計画的な農地の保全と基盤の整備

【市の取り組み】

- 農業振興地域整備計画に基づき、計画的な農地の保全及び整備を推進します。
- 農村環境計画に基づき、環境配慮工法を取り入れた農地の整備及び管理を推進します。
- 新規就農者を積極的に受け入れます。
- 認定農業者等への農用地の集積や団地化を促進し、生産性を向上します。
- 生産効率の高い区画の造成や大型機械が対応可能な面的整備を進めます。
- 地域計画をブラッシュアップし、農地の担い手確保を推進します。
- 地域計画における協議の場を開催し、遊休農地の減少に取り組みます。
- 農地の利用状況調査・意向調査で把握した「貸出可能な遊休農地」を地図化し、希望者へ積極的に提供します。

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

	市民	事業者	滞在者
● 環境に配慮した農地の整備・保全を行います。		●	
● 遊休農地を希望者に提供できる制度を活用します。	●	●	
● 市民農園を積極的に活用します。	●		

●地産地消及び環境保全型農業の推進

【市の取り組み】

- 地産地消を推進するため、農水産物直販施設を充実させます。【重点3】
- 農産物販売促進施設として、道の駅やあさわふる里公園の有効活用を進めます。【重点3】
- 地産地消の促進のため、イベント等で市の農産物を積極的にPRします。【重点3】
- 環境にやさしい栽培技術の確立と普及を推進します。
- 地場産品を使った献立を考案し、広報紙への掲載や健康講話などの機会を捉えて地産地消を推進します。【重点3】
- 学校給食の食材は、生産者から直接購入を推進します。【重点3】

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

	市民	事業者	滞在者
● 地元産の農水産物を積極的に購入します。	●	●	●
● 有機 JAS やみどり認定者の認定取得、認定マークのついた農作物の購入をします。	●	●	●



コラム

学校給食での地産地消の理解を深める取り組み

本市では、地産地消を取り入れた学校給食を通じて、地域の魅力と環境への配慮を子どもたちに伝えていきます。市内産の茶葉品種「つゆひかり」を活用した「つゆひかり入りメロンパン」や、市内で生産された芽キャベツを使った「芽キャベツのシチュー」など、地域の農産物を生かした献立を提供しています。さらに、(株)木村鋳造所からは、自社技術を応用して開発した食材運搬用コンテナボックスを備えた軽トラックが寄贈され、地産地消食材の安全かつ効率的な運搬に活用されています。給食を通じた取組は、食育の推進とともに、輸送に伴う環境負荷の低減にもつながっています。



地産地消給食



軽トラック

環境目標1：自然環境の保全と生物多様性の確保

3 多様な生きものと共生する



現状と課題

- アカウミガメをはじめ、静岡県版レッドリスト¹⁴に掲載された144種の絶滅危惧種が確認されています。しかし、海岸への流木やごみの漂着によるアカウミガメの産卵環境の悪化や、二次林¹⁵・農地の荒廃により野生動物の生息地の減少が課題となっており、動植物の保護・保全が必要です。
- 野良猫（地域猫¹⁶を含む）の繁殖防止や動物遺棄の禁止など、飼養意識の向上が必要です。



数値目標

環境指標	現状 2024年度	目標 2033年度
● アカウミガメ保護活動の認知度 ^{*1}	69%	75%
● 飼い猫・地域猫の避妊去勢手術件数 ^{*2}	1,974件	2,500件

*1 市民意識調査「アカウミガメ保護活動の取り組み」に対して「良く知っている」「少しは知っている」の割合

*2 2007（平成19）年度からの累計

主体別の取り組み

●野生動植物の保護・管理

【市の取り組み】

- 指定天然記念物の樹木の保護や管理のため、所有者の申請により補助します。
- 県指定天然記念物「比木賀茂神社社叢」の樹木管理等への支援、看板や便益施設の修繕など環境整備を行います。
- 市内のアカウミガメ及びその産卵地の監視とアカウミガメのふ化・放流、産卵しやすい海岸環境維持のための啓発看板設置や監視活動を行います。
- アカウミガメの産卵を守るため、砂浜を照らす行為を控えることを周知します。
- 御前崎遠州灘県立自然公園内における指定動植物の捕獲・採取の規制を徹底します。
- 野生鳥獣の無許可捕獲を防止し、狩猟の適正化を推進します。
- 「御前崎市鳥獣被害防止計画」に基づき、有害鳥獣対策を行います。
- 生物多様性に関する調査・研究を推進します。

14 静岡県版レッドリスト：絶滅のおそれのある野生生物の名称やカテゴリーについてとりまとめたリスト。静岡県では2003（平成15）年度に「静岡県版レッドリスト」を公表し、2017（平成29）年10月、2019（平成31）年3月にレッドリストが改定された。

15 二次林：過去に伐採・山火事・風害などの影響を受けた後、植物体の再生や土中の種子が成長して成立した樹林。

16 地域猫：特定の飼い主はいないものの、地域住民の理解と協力によって適切に管理されている猫のこと。繁殖を抑えるための不妊去勢手術を施すことで、野良猫にまつわるトラブルを防ぎ、動物と共生する環境を整える。

【市民・事業者・滞在者の取り組み】	市民	事業者	滞在者
・ 海岸部への車両の乗り入れはしません。	●	●	●
・ 野生鳥獣による農業被害等の低減のため、森林や農地の適正管理など、未然防止の取り組みを行います。	●	●	
・ 貴重な動植物について学び、無用な捕獲や採取などはしません。	●	●	●
・ アカウミガメの観察会などに積極的に参加し、アカウミガメについて学びます。	●		●
・ 生きものの保全活動や観察会に積極的に参加します。	●		
・ 特定外来生物 ¹⁷ を持ち込んだり広めたりしません。	●	●	●
・ 自社の所有地について自然共生サイトの登録を行います。		●	

●飼養動物の適正管理

【市の取り組み】

- ・ 野良猫（地域猫を含む）の繁殖を防ぐため、避妊去勢手術の実施や動物遺棄禁止等を啓発します。
- ・ 猫の適正な飼養の確保及び繁殖防止を目的として飼養者に対して、避妊去勢手術の実施を積極的に啓発します。

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

【市民・事業者・滞在者の取り組み】	市民	事業者	滞在者
・ ペットを捨てたり、野生生物に餌を与えたりしません。	●	●	●
・ 飼養許容頭数を超えた飼い猫の繁殖を抑制します。	●	●	



コラム

アカウミガメの保護活動

2014（平成26）年4月、アカウミガメが「静岡県希少野生動植物保護条例」に基づく「希少野生動植物」に追加指定されました。捕獲、採取、殺傷又は破損させることが禁止され、違反した場合には罰則が科せられます。なお、アカウミガメは、静岡県版レッドリストの中で最も絶滅の可能性が高い「絶滅危惧ⅠA類」に分類されています。そのため本市では、アカウミガメの卵の保護や海岸の清掃活動、観察会などの実施などにより、アカウミガメの保護を行っています。



海岸清掃



アカウミガメ保護活動見学会

¹⁷ **特定外来生物**：外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管または運搬、譲渡、輸入、野外への放出等が禁止される。

環境目標2：人が自然と豊かにふれあう場の保全と創造

4 地域特性を活かし 豊かな触れ合いの場をつくる



現状と課題

- 海や里山、文化財を観光や学習に活用し、交流人口を増やすとともに、次世代へ継承するための取り組みが必要です。
- 市景観条例重点地区に指定されている「朝比奈地区」は、緑豊かな里山風景を味わえる場所です。特にあらかわふるさと公園の展望台からは、公園の先に広がる茶畑、田んぼ、市街地、砂丘、海、空が一連とつながる景観を楽しむことができます。この優れた景観が「静岡県景観賞」に選ばれました。
- 管理不足の山林や荒廃農地、松枯れ被害が美しい景観を阻害する要因となっており、市民・事業者による民有地の緑化や適切な維持管理を促進する必要があります。
- 文化財を将来の世代への引き継いでいくため、文化財についての普及啓発や管理・保護への支援を行う必要があります。
- 公園を地域に潤いを与える場として維持するため、市民との協働による清掃や緑化、施設の安全確保を継続していくことが課題です。



数値目標

環境指標	現状 2024年度	目標 2033年度
● グリーンバンク申請団体数	46 団体/年	55 団体/年
● ガーデンシティ事業参加数	5 団体/年	5 団体/年
● 市内の公園について管理が行き届いている（景観が保たれている）と感じる市民の割合	39.4%	50.0%
● 文化財講座の満足度	80.0%	90.0%

主体別の取り組み

● 良好な景観形成の推進

【市の取り組み】

- 景観条例に基づく景観阻害要素の規制を推進するため、ホームページや SNS 等で周知するとともに、屋外広告物条例等に基づき是正指導を行います。
- 御前崎遠州灘県立自然公園の景観を保全します。
- 市内の美しい景観を映像やインターネットなどによって PR し、観光振興に活用します。
- 富士山静岡空港との近接性を活かし、他ではみられない風景を活かした観光振興エリアとして、外国人観光客の宿泊を誘致します。
- 道路沿いや河川堤防などの草の除去を行います。
- 砂丘の保全林や遊歩道の景観を維持するため適切に管理します。
- 美しい星空が見れる環境を保全します。

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

	市民	事業者	滞在者
• 道路沿いや河川堤防などに繁茂した草の除去に協力します。	●	●	
• 看板等の設置の際は、屋外広告物の法令等を遵守します。		●	

●歴史・文化的遺産の保護及び継承

【市の取り組み】

- 国・県・市指定の文化財の管理・保護を行います。
- 先人の遺産を記録として残すとともに、ホームページ等で公開し、文化財保護の愛護意識を高めます。
- 文化財の活用を図るため、展示会や地域を学ぶ講座を開催します。【重点1】
- 地域に残されている民俗行事を周知し、継承につなげていきます。

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

	市民	事業者	滞在者
• 地域の歴史・文化的遺産を活用した地域づくり・人づくりに取り組むとともに、地域文化を学ぶ講座に積極的に参加します。	●	●	

●公園・緑地の整備と管理及び利用促進

【市の取り組み】

- 自然を活かした総合公園の整備を図るため、事業計画の検討を行います。
- 公園等の適正管理や施設の安全及び事故防止を徹底し、美しい景観を維持します。
- 公園のごみ拾いや緑化について、市民協働で取り組みます。
- 自然とふれあえる施設等のネットワーク化や、魅力ある施設を充実させます。
- 御前埼灯台周辺の遊歩道の維持管理に取り組みます。
- 地元団体や管理組合に委託実施する植生管理を充実させます。
- 啓発看板や防犯カメラを設置し、公園利用のマナー向上を推進します。
- 公園は多面的な利用ができるよう、市民の主体的管理を勧奨します。

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

	市民	事業者	滞在者
• マナーを守って公園を利用します。	●		●
• 身近な公園の維持管理に積極的に参加します。	●		
• 自然とふれあえる施設や遊歩道などを活用します。	●	●	●

●緑化の推進

- グリーンバンク¹⁸などの活用を図り、公共施設の緑化を推進します。
- 市民の憩いの場である公園・広場等の緑化を推進します。
- 花の会など管理団体の活動を支援して緑化を推進します。
- 市民や事業者に対して土地利用事業の適正化に関する指導要綱により、緑化の推進を推奨します。

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

	市民	事業者	滞在者
• 自宅の庭や、敷地内のスペースなどへ花木を積極的に植栽します。	●	●	

18 グリーンバンク：静岡県グリーンバンクが実施している、緑あふれる生活環境づくりのための支援制度。公共施設や地域の緑化を推進するために、苗木・種子・球根の配布や緑化工事の助成などを行っている。

環境目標3：安全・安心な生活環境の保全

5 空気や水を汚さない

6 安全な水とトイレを世界中に

11 住み続けられるまちづくりを

現状と課題

- 公害の発生を未然に防ぐため、事業所と環境保全協定を締結して社会変化に合わせて内容を見直し、実効性のある対策をする必要があります。
- 生活雑排水処理率は向上していますが、依然として未処理のまま放流されている世帯があるため、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を進める必要があります。また、水質汚濁、大気汚染や有害化学物質の対策について、県と連携した注意喚起と監視を継続する必要があります。
- 近年の公害苦情は騒音・振動や悪臭が中心となっており、特に悪臭については臭気指数¹⁹基準を超過する地点もみられることから、発生源への指導徹底が求められます。



数値目標

環境指標	現状 2024年度	目標 2033年度
● 公害防止協定（環境保全協定）締結社数	41件	50件
● 生活雑排水処理率	87.9%	91%
● 臭気指数による基準値超過地点数	4地点/年	2地点/年

主体別の取り組み

●公害の防止

【市の取り組み】

- 公害の未然防止のため、事業所と環境保全協定を締結します。
- 過去に事業所と締結した公害防止協定及び環境保全協定を見直し、現状に即した内容への更新を進めます。
- 公害苦情に対しては、原因者へ指導を実施します。
- 企業を工業用地に誘導することで、環境悪化を未然に防ぎ、公害発生防止などの指導を行います。

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

	市民	事業者	滞在者
• 地域の環境に関心を持ち、公害発生時には市へ報告します。	●	●	
• 住民等からの公害苦情には真摯に対応し、その原因を究明し、問題の解決に向けた対策を講じます。		●	

¹⁹ 臭気指数：人間の嗅覚によって臭いの程度を数値化したもの。従来は悪臭物質の濃度を機器で測定し、その濃度によって規制していた。しかし、悪臭は複数物質の存在により、臭いの程度が変化する可能性があり、複数物質を機器で測定するにも限界があることから、臭気指数の導入が増えている。

●水質汚濁・大気汚染・有害化学物質対策の推進

【市の取り組み】

- 下水道区域については、適正で効率的な事業運営を行います。浄化槽整備区域については設置補助により合併処理浄化槽への転換を促進するとともに適切な維持管理を推進します。
- 家庭から出る使用済みや期限切れの食用油を回収します。
- 県と連携し、光化学オキシダントの注意報や微小粒子状物質（PM2.5）²⁰については、遅滞なく注意を喚起します。
- 大気汚染物質の排出事業所には、その排出抑制や削減に県と連携して指導・助言を実施します。
- ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に該当する事業所に対し、県と連携し、測定結果報告書の提出を指導します。
- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）の届出要件に該当する事業者に対し、適正に届出が行えるよう県と連携して周知します。

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

	市民	事業者	滞在者
• 合併処理浄化槽の設置または下水道への接続を積極的に行うとともに、合併処理浄化槽の清掃・点検を定期的実施します。	●	●	
• 水質汚濁物質が発生する作業や工程を見直すとともに、排水処理設備を適正に管理します。		●	
• 大気環境への負荷の少ない施設・設備の導入を推進します。		●	
• 農薬や洗剤などの使用量を減らします。	●	●	
• PRTR法を遵守し、化学物質の適正管理を徹底します。		●	

●悪臭・騒音・振動対策の推進

【市の取り組み】

- 野焼きの禁止や焼却炉の使用・管理について啓発します。
- 悪臭防止法に基づき、定期的な臭気の測定を実施します。
- 悪臭が発生する事業所には、臭気指数の規制の徹底、専門機関による調査と問題の解決に向けた施策の立案・実施、必要に応じて行政指導を実施します。
- 事業所の新增設や苦情発生の際、騒音・振動に係る指導を徹底します。
- 国県道のさらなる整備の働きかけ、市道の整備の積極的な推進など、交通ネットワークを強化します。
- 道路構造による自動車等の走行時騒音・振動の発生要因を低減します。
- 騒音・振動の発生が少ない次世代自動車の導入を推進します。

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

	市民	事業者	滞在者
• 野焼きなど、ごみの屋外焼却を行いません。	●	●	●
• 近隣の迷惑になる騒音・振動・悪臭を出さないようにします。	●	●	

20 PM2.5（微小粒子状物質）：大気中に浮遊している2.5 μm （1 μm は1mmの1千分の1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた10 μm 以下の粒子である浮遊粒子状物質（SPM）よりも小さな粒子。PM2.5は非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。

環境目標 4 : 資源の循環利用と環境負荷の低減

6 ごみの減量とリサイクルを進める



▶▶第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画（食品ロス削減計画含む）
2024（令和6）年3月策定 第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画（データ編）別冊あり

現状と課題

- 本市のごみ総排出量は横ばいですが、市民1人当たりの排出量は県平均より多い状況にあり、分別の徹底とさらなる減量化が必要です。また、ごみの総量に占める資源の割合を示すリサイクル率は33.1%で、リサイクルが進んでいます。年間約790tにのぼる食品ロスの削減に向けた意識啓発が重要です。
- 分別に関するトラブルや苦情は例年あり、ごみ出しに関するしくみづくりの検討が必要です。
- 山間部や海岸林での不法投棄が後を絶たず、景観阻害や処理コストの増加、生態系への悪影響が懸念されるため、監視体制の強化とごみを捨てにくい環境づくりが不可欠です。



数値目標

環境指標	現状 2024年度	目標 2033年度
● 1人1日当たりごみ排出量	866g/日・人	791g/日・人
● リサイクル率*1	33.1%	33%
● 給食の残菜の再利用率	97.7%/年	98.5%/年
● し尿・浄化槽汚泥処理量	13,907kl/年	13,850kl/年
● 不法投棄監視パトロール実施回数	37回/年	48回/年

*1 リサイクル率(%) = (資源化量 ÷ ごみ排出量) × 100

*2 市民意識調査：「参加している地域の行事や活動について「清掃活動、自然保護などの環境保全活動」の割合

主体別の取り組み

●リデュース・リユースの推進【地球温暖化対策推進法 第21条 第3項 第4号に準じた取り組み】

【市の取り組み】

- 日常生活から大量の廃棄物が出ている現状を見直し、市・市民・事業者それぞれが実施できるごみの減量化対策に取り組めます。
- 市民向けにマイバッグやマイボトルの利用について啓発を行います。
- 住宅の災害ごみの削減に向け、住宅耐震の重要性について周知をします。
- 用紙使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進します。

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

	市民	事業者	滞在者
● マイバッグを持参し、レジ袋の削減に協力します。	●		●
● マイボトルを持参し、ペットボトルの削減に努めます。	●	●	●
● 紙の使用量を削減します。	●	●	

●リサイクルの推進【地球温暖化対策推進法 第21条 第3項 第4号に準じた取り組み】

【市の取り組み】

- 回収場所の適正管理や増設など、スーパーなどでの拠点回収を推進します。
- 事業所への指導により、営業・生産活動において廃棄されていた排出物の有効活用を検討し、資源化率の向上に取り組みます。
- 生ごみ削減のため、家庭用生ごみ処理機器の活用を推奨します。
- 家庭からの使用済みや期限切れの食用油を回収します。
- 市民を対象に資源循環の講座を行います。【重点1】
- 浜岡地区、御前崎地区2箇所にて資源拠点回収を継続します。
- ごみの分別・リサイクルが適切に行えるよう、排出事業者に指導します。
- 県内外の汚泥堆肥化業者に搬出し、沈砂を除く下水汚泥の全量を堆肥化します。
- 公園の剪定枝や落ち葉などを資源化します。
- ホームページを活用し、「建設リサイクル法」を周知します。
- イベント時には分別ごみ箱を設置し、廃棄物を再資源化します。

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

	市民	事業者	滞在者
• 古紙等の地域資源回収、ペットボトルなどの拠点回収に協力します。	●	●	
• 生ごみ処理機・コンポスト ²¹ を活用し、生ごみの堆肥化や減量化に取り組みます。	●	●	
• ビニール・プラスチック類（プラマーク）の分別を徹底します。	●	●	
• 廃食用油のリサイクルに協力します。	●	●	
• 出前ごみリサイクル教室を活用してごみについて学びます。	●		
• 分別とリサイクルを徹底し、ごみの排出ゼロを目指します。		●	
• 分別や資源化のしやすい製品を開発・製造・販売を目指します。		●	

●食品ロスの削減

【市の取り組み】

- 食品ロス削減のための啓発を行います。
- 食品ロス強化月間（10月）、食品ロス削減の日（10月30日）をPRします。
- 健康講話の際には、食品ロスの削減を推進します。
- 食育指導を通じて児童・生徒に食べ残しの削減や、食への認識を深める取り組みを推進します。
- 食品ロス削減のために、フードドライブ²²事業を推進します。
- 更新時期となった備蓄非常食を有効活用するため、市民へ配布します。

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

	市民	事業者	滞在者
• 食品ロスが出ない計画的な買い物や食品管理、食べ切りを行います。	●		●
• フードドライブ事業への協力やローリングストック法を実践します。	●	●	
• 「30・10運動 ²³ 」や小盛メニューの設定、食べ残しを持ち帰ることができる「ドギーバッグ」の活用、消費者への啓発活動「てまえどり」、		●	

21 コンポスト：家庭から出る生ごみを手軽に堆肥に再生できる容器のこと。

22 フードドライブ：家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動。

23 30・10運動：宴会や会食時、乾杯後の30分間と終了前の10分間は自分の席に座って料理を楽しみ、食べ残しをゼロにしようとする啓発活動。

【市民・事業者・滞在者の取り組み】	市民	事業者	滞在者
商習慣（3分の1ルール） ²⁴ などの見直しなどを行います。			
• 商品の「てまえどり ²⁵ 」を実施・協力します。	●		

●計画的な廃棄物対策と適正処理

【市の取り組み】

- ごみ集積所での回収を円滑に行うため、ごみ収納施設の整備を推奨します。
- ごみ出しルールについて、市民や滞在者へ周知を徹底します。
- 不適切なごみ集積所の管理あるいは監視について、管理者への指導を実施します。
- ごみ出しルールや散乱防止の指導について、出前講座を通じて啓発活動を実施します。【重点1】
- 排出事業者のごみの分別・リサイクルを徹底させるため、ごみ焼却施設において展開検査を実施します。
- ごみ焼却施設の老朽化に対応するため、牧之原市及び牧之原市御前崎市広域施設組合と施設の延命化及び更新について検討します。
- 下水道区域については適正で効率的な事業運営を行います。浄化槽整備区域については設置補助により合併処理浄化槽への転換を促進するとともに適切な維持管理を推進します。

【市民・事業者・滞在者の取り組み】	市民	事業者	滞在者
• ごみの分別収集方法を守ります。	●		
• 事業所から発生するごみを適正に処理します。		●	
• 環境に配慮した製品やサービスを選びます。	●		●
• エコラベル ²⁶ 製品などを積極的に開発・製造・販売します。		●	

●不法投棄対策・環境美化の推進

【市の取り組み】

- 不法投棄の市内巡回パトロールを実施するとともに、不法投棄が多い箇所への監視カメラの設置を推進します。
- 不法投棄対策としてマナー向上の立て看板を貸出します。
- 不法投棄の温床撲滅のため、市民協働でごみを捨てにくい環境を作ります。
- 環境美化運動などのボランティア活動を支援します。
- 総合的な学習の時間などを利用し、学校における環境教育・環境学習を推進します。

【市民・事業者・滞在者の取り組み】	市民	事業者	滞在者
• 不法投棄の監視、不法投棄物の清掃に協力します。	●	●	●
• 不法投棄防止のため、ごみを捨てにくい環境を作ります。	●	●	
• 事業所から発生するごみを適正に処理します。		●	
• クリーン作戦やアダプトプログラム ²⁷ などの環境美化活動に積極的	●	●	

²⁴ **商習慣（3分の1ルール）**：食品の製造日から賞味期限までの期間を3等分し、納品や販売の期限を設ける業界独自のルールのこと。見直しを行うことで、まだ食べられる食品が期限切れで廃棄される食品ロスを抑制できる。

²⁵ **てまえどり**：購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある賞味期限が近い商品を優先的に選ぶ購買行動のこと。店での売れ残りによる廃棄を減らし、食品ロス削減に直接つながる取り組みとして推奨されている。

²⁶ **エコラベル**：環境に配慮して生産・販売された商品につけられているラベルのこと。エコラベルのついた商品を積極的に選ぶことは、身近な買い物を通じて環境を保全する行動の一つであるとともに、環境に配慮した生産者・事業者を応援することにもなる。

²⁷ **アダプトプログラム**：「アダプト」とは「養子縁組する」という意味であり、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援するしくみをいう。

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

	市民	事業者	滞在者
に参加します。			
• ごみのポイ捨て禁止やペットの糞の処理を徹底します。	●		●



コラム

雑がみリサイクルアクション

本市では、「雑がみリサイクルアクション」事業を実施しています。この事業は、園児や児童・生徒を対象に、家庭などから出る雑がみは「燃やすしかないごみ」ではなく、資源としてリサイクルできることを学び、実際にリサイクルに取り組む機会を提供するものです。家庭で集めた雑がみを各園・学校で回収し、その回収量に応じて業者から還元物（トイレトーパーペーパーなど）が学校へ贈呈されます。2024（令和6）年度は1,150 kgの雑がみが集まりました。雑がみをリサイクル資源に生かすことで燃やすしかないごみが減り、二酸化炭素の削減につながっています。



コラム

マイボトルプロジェクト

本市では、市民や事業者がそれぞれのマイボトルを持参することでプラスチックを削減し、環境にやさしい暮らしを広げる「マイボトルプロジェクト」を実施しています。さらに、御前崎市オリジナルのナルゲンボトルを作成・販売し、販売利益の一部は海を守る活動に寄付しています。ボトルのデザインは、市内在住アーティスト Jiro 氏により描かれています。市内の公共施設や協力店舗には給水スポットを設け、マイボトルを持参する人が気軽に給水できる環境を整えています。



コラム

環境大臣表彰を受賞した
地域発の資源循環モデル「プラニック」

市内に立地する株式会社プラニックは、使用済みプラスチックの再資源化に取り組む企業であり、その先進的な取り組みが評価され環境大臣表彰を受賞しました。中でも使用済み自動車由来プラスチックを再生し、新たな自動車部品として活用する「Car to Car リサイクル」の取り組みは、プラスチックの高付加価値な循環を実現するとともに、二酸化炭素排出量の削減にも貢献しています。地域に根差した企業が産業分野における資源循環と脱炭素を同時に進めている点は、本市におけるGX推進の好事例であり、今後の持続可能な地域づくりにつながる重要な取組です。



廃車から回収したミックスプラスチック



ペレット化したミックスプラスチック

気候変動アクション環境大臣表彰
【資料：株式会社プラニック】

Car to Car リサイクルのイメージ

ごみ処理編

●基本方針

日本における循環型社会の形成を推進する基本的な枠組となる法律である「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理の優先順位を、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分と法定化しています。

本計画においても、ごみの発生・排出抑制を最も高い順位と位置づけて推進を図り、最終的に発生する廃棄物については極力、再資源化を行うシステムの構築を進めます。

【ごみ排出量の基本目標】

ごみの減量化を進めるため、市民や事業者にごみの減量化への努力や分別収集の取り組みを呼びかけています。ごみ発生抑制の取り組み成果を判定するため、これまでの計画と同様、「1人1日当たりの排出量」を指標とします。

「第2次御前崎市一般廃棄物処理計画」(前期)の計画期間で削減された実績(2017(平成29)年度:948g/人・日→2024(令和6)年度:866g/人・日)の削減率(毎年11.7g/人・日)を維持することとします。ただし、社会情勢等が安定し、将来の予測が可能になった時点で数値目標を見直すこととします。

指標	実績			目標	
	2012 (H24)年度	2017 (H29)年度	2024 (R6)年度	2028 (R10)年度	2033 (R15)年度
1人1日当たりのごみ排出量	959 g/人・日	948 g/人・日	866 g/人・日	840 g/人・日	791 g/人・日

【リサイクル率の基本目標】

リサイクル率を目標指標とする理由は、廃棄物の資源としての再利用を促進し、限りある天然資源の有効活用を図るためです。本市は県内で高い水準にあり、最も高い数値であった2012(平成24)年度の数値を目標とし、その維持を目標とします。

指標	実績			目標	
	2012 (H24)年度	2017 (H29)年度	2024 (R6)年度	2028 (R10)年度	2033 (R15)年度
リサイクル率*1	33.1%	30.2%	33.1%	33%	33%

*1 リサイクル率(%) = (資源化量 ÷ ごみ排出量) × 100

●ごみの排出抑制・減量化・再資源化

ごみの適正処理の確保のためには、まずはリデュース、リユースにより、ごみとなるものの量を削減し、その後リサイクルを行い、最後に残ったものについて、適正に処分を行うことが重要です。

なお、取り組みについては、市・市民・事業者・滞在者の取り組み(①リデュース・リユースの推進、②リサイクルの促進、③食品ロスの削減)に掲載しています。

【ごみ処理の形態と収集運搬の状況】

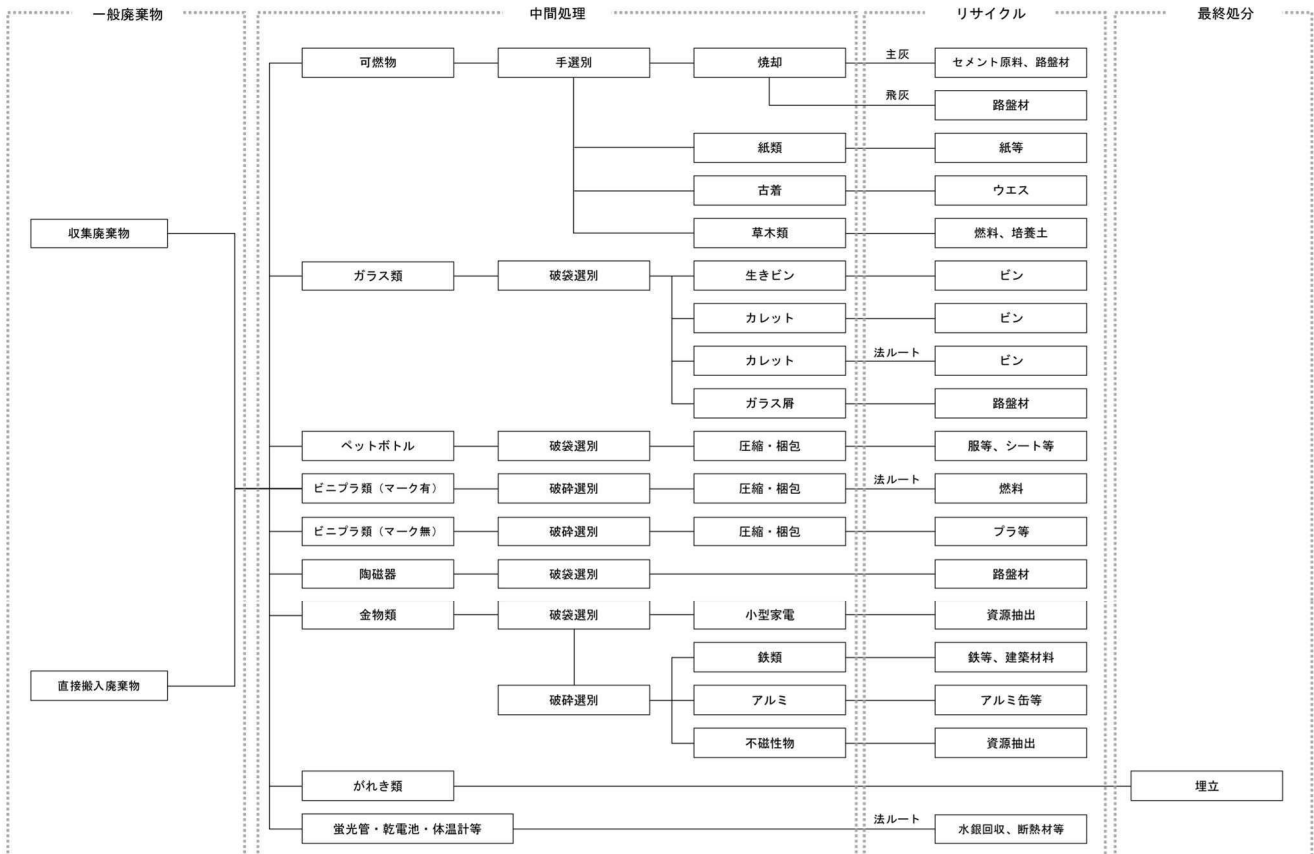
本市におけるごみ処理の形態、収集運搬の状況等について以下に示します。なお、家庭系ごみはステーション回収方式（収集ごみ）及び排出者による処理施設への自己搬入（直接搬入ごみ）の形態があります。

処理形態と収集運搬の状況

対象ごみ		収集回数	収集運搬	中間処理	最終処分・再資源化	
収集ごみ	可燃ごみ	2回/週	委託	直営・委託	直営・委託	
	ガラス類	1回/月			委託	委託
	ペットボトル	1回/月				
	ビニール・プラ	4回/月				
	スティック類	1回/月				
	金物類	1回/月				
陶磁器類	3ヶ月に1回	—	—			
直接搬入ごみ	可燃ごみ	—	—	直営・委託	直営・委託	
	ガラス類				委託	
	ペットボトル					
	ビニール・プラスチック類 (プラマークありとなしの2種類)					
	金物類					
	古紙					
	瓦礫類					—
陶磁器類	—	委託				

【ごみ処理のフロー】

本市のごみ処理のフローを以下に示します。



※廃家電製品（エアコン・テレビ・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機）⇒各市の家電販売店で引取

※パソコン⇒メーカー指定引取所（メーカーリサイクル）

【中間処理】

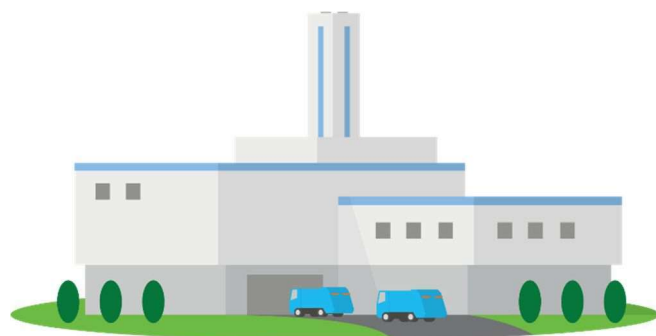
取り組み項目	内容
焼却施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 牧之原市御前崎市広域施設組合環境保全センターは、計画年度には稼働をしている予定ですが、施設の老朽化が懸念されます。関連市町と効率的な処理計画について検討を進める必要があります。 ・ 焼却施設の適正管理と効率化を推進します。
資源化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクルセンターは計画年度では稼働から20年以上が経過しており、焼却施設と併せて処理計画を進める必要があります。 ・ 資源化施設の適正管理と効率化を推進します。
バイオマス利活用の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物として処理される流木、間伐材や畜産廃棄物・生ごみ、廃食用油などの未利用バイオマス資源の活用について検討を行います。
施設整備の研究会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の広域化を含めた施設整備について、近隣市町と検討を進めます。

【最終処分】

取り組み項目	内容
最終処分量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終処分量を削減します。
焼却灰の再利用計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 灰の溶融化等について検討を行います。
施設整備の研究会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の施設構想について、上記事項も含め検討を行うため、研究会を開催します。

【その他】

取り組み項目	内容
ごみステーションの適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみステーションの管理は、分別方法の周知・徹底を行うとともに、地域の協力を得て、ルールに違反しているごみを減らします。
不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県や警察、地域のパトロールとの連携による不法投棄の監視・早期発見・再発防止に備えるとともに、ホームページや広報等により、未然防止を周知徹底します。
災害廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の発生時におけるごみの処理等について、マニュアルを作成します。この場合、廃棄物の仮置き場については、民間の土地を借り上げる必要性も考えられるため、地権者との事前協議等を進める必要があります。



生活排水処理編

●基本方針

【生活排水処理の基本的考え方】

生活排水の処理は、今後も継続して公共下水道²⁸、農業集落排水施設²⁹への接続促進を行います。また、浄化槽対応区域となっている御前崎地区は、補助制度により汲取り槽や単独処理浄化槽³⁰から合併処理浄化槽³¹への転換を促進します。

【生活排水処理の基本目標】

指標	実績					目標	
	2012 (H24) 年度	2017 (H29) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2028 (R10) 年度	2033 (R15) 年度
生活雑排水 処理率	72.2%	81.6%	87.9%	87.6%	87.9%	90.3%	91%

【し尿・汚泥処理の基本目標】

指標	実績					目標	
	2012 (H24) 年度	2017 (H29) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2028 (R10) 年度	2033 (R15) 年度
し尿※	1,014kl	646kl	597kl	469kl	409kl	400kl	350kl
浄化槽汚泥	13,984kl	13,437kl	13,517kl	13,424kl	13,498kl	13,500kl	13,500kl
合計	14,998kl	14,083kl	14,114kl	13,893kl	13,907kl	13,900kl	13,850kl

※し尿：汲取り槽分

●生活排水処理

【生活排水処理施設の整備】

生活排水処理施設には、その処理規模や立地条件等の特徴があります。生活排水処理施設の計画の策定、事業の実施に当たっては、処理規模や立地条件に適した処理施設を選択することが必要です。

取り組み項目	内容
公共下水道	<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業については今後も下水道への接続を推進します。
農業集落排水施設	<ul style="list-style-type: none"> 市内に6つの処理施設があり、2025（令和7）年度現在で7,196人が利用しています。計画人口は6施設の合計で13,130人のため、理論上ではあと5,934人分の処理を行える計算となります。今後、広域共同化による公共下水道との施設の集約を検討していきます。
合併処理浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> 御前崎地区は浄化槽対応地域となっているため、合併浄化槽設置費補助制度を活用し、設置を促進します。

※御前崎市公共下水道事業全体計画（令和6年度見直し）及び事業計画を参考

- 28 **公共下水道**：都市部を中心に整備される大規模な排水処理システムで、家庭や事業所からの汚水を管路で集めて下水処理場へ送り、微生物による生物処理や高度処理を経て河川や海へ放流することで都市の衛生環境と水質を守っている。
- 29 **農業集落排水施設**：農業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設。農地や農業用排水路に汚れた水が流れ込むのを防ぎ、生活環境を向上させるとともに、公共用水域の水質保全に資することを目的としている。
- 30 **単独処理浄化槽**：トイレの汚水のみを処理する浄化槽であり、台所や風呂などの生活排水は処理できない。そのため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えが行われている。
- 31 **合併処理浄化槽**：各家庭や施設に個別に設置される浄化装置で、し尿と生活排水をまとめて処理できるため下水道未整備地域でも導入可能であり、適切な維持管理を行えば高度な浄化性能を発揮して周辺環境への負荷を軽減する。

●し尿・汚泥処理

【収集運搬】

項目	内容
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への移行が進みますが、人口の減少に伴い、全体的な汚泥量は減少するものと予測されます。 収集運搬は、市民サービスとして重要な位置づけにあるため、今後も効率的な収集運搬を継続する必要があります。
収集区域の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 本市の公共下水道対象区域外を対象とします。
収集・運搬体制	<ul style="list-style-type: none"> し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、現行どおり、許可業者により実施し、今後も維持していくものとします。
目標へ向けた施策	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の減少等を考慮に入れ、衛生的かつ効率的な運用が行えるよう、収集計画を検討します。 許可業者に対する安全・衛生に関する指導・教育を徹底します。

【中間処理】

項目	内容
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> 収集されるし尿・浄化槽汚泥については、処理施設の周辺環境に配慮しながら適正な処理を行います。
処理施設	<ul style="list-style-type: none"> 東遠広域施設組合東遠衛生センターの老朽化については、中長期計画に基づく予防保全を図りながら、適正な維持管理を進めます。
目標へ向けた施策	<ul style="list-style-type: none"> 適正な運転管理を実施します。 周辺環境へ配慮した適正な運転管理を行います。
施策設備の研究会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 将来の広域化を視野に入れた施設整備や広域処理システム等について、本市、近隣市町及び一部事務組合で構成する研究会で検討を進めます。

【最終処理】

項目	内容
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> 中間処理施設から排出される汚泥については、衛生面に配慮しながら、適切に処理を行う必要があります。また、最終処分場の延命化の観点からも、汚泥の再利用化について検討することが重要です。
最終処分方法	<ul style="list-style-type: none"> 脱水及び焼却を継続して行うものとする。 再利用の方法について検討を進めます。
目標に向けた施策	<ul style="list-style-type: none"> 適正な最終処分を実施します。 衛生面に配慮した効率的な最終処分を行うとともに、再利用方法を検討します。
施設整備の研究会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 将来の広域化を含めた施設整備について、本市、近隣市町等で検討を進めます。



環境目標 5 : 地球温暖化対策の推進

7 地球温暖化を止める



▶▶御前崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 別冊データ編あり

現状と課題

- 産業部門や運輸部門の排出量削減を加速する必要があります。
- 市内には高い再生可能エネルギーの導入ポテンシャルがある一方で、自家消費や地域内での活用を推進する必要があります。
- 多くの市民が省エネを意識していますが、さらなる機器の導入や次世代自動車への転換、地域特性から高い効果が望まれるブルーカーボン・グリーンカーボンによる二酸化炭素吸収源の保全と創造が求められています。



数値目標

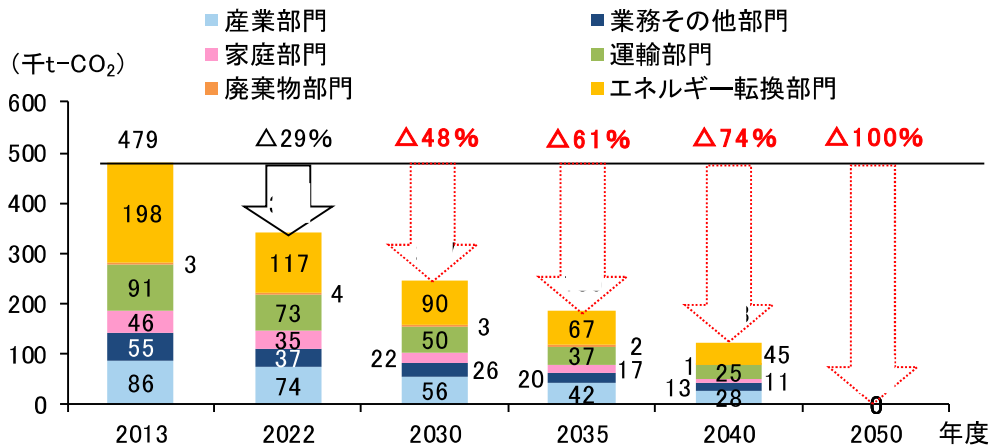
環境指標	現状 2024 年度 (2022 年度)	目標 2033 年度 (2030 年度)
● 市域からの温室効果ガス排出量削減割合（2013 年度比）	-29%	-48%
● CO ₂ 排出削減へ向けた取り組みを実施している割合*1	85.1%	100%
● 省エネ取り組みを実施している市民の割合*2	75.9%	94.2%
● 再生可能エネルギー導入量	86,063kW	193,000kW
● 新エネルギー・省エネルギー機器導入補助件数（累計）	3,056 件	3,600 件
● ブルーカーボン創出による CO ₂ 吸収量（新規取組分）	—	2t-CO ₂ -年

*1 市民意識調査：「CO₂ 排出削減へ向けた取り組みを実施」に対して、「実施している」「ある程度実施している」の割合

*2 市民意識調査：「省エネ取り組みの実施」に対して、「実施している」「ある程度実施している」の割合

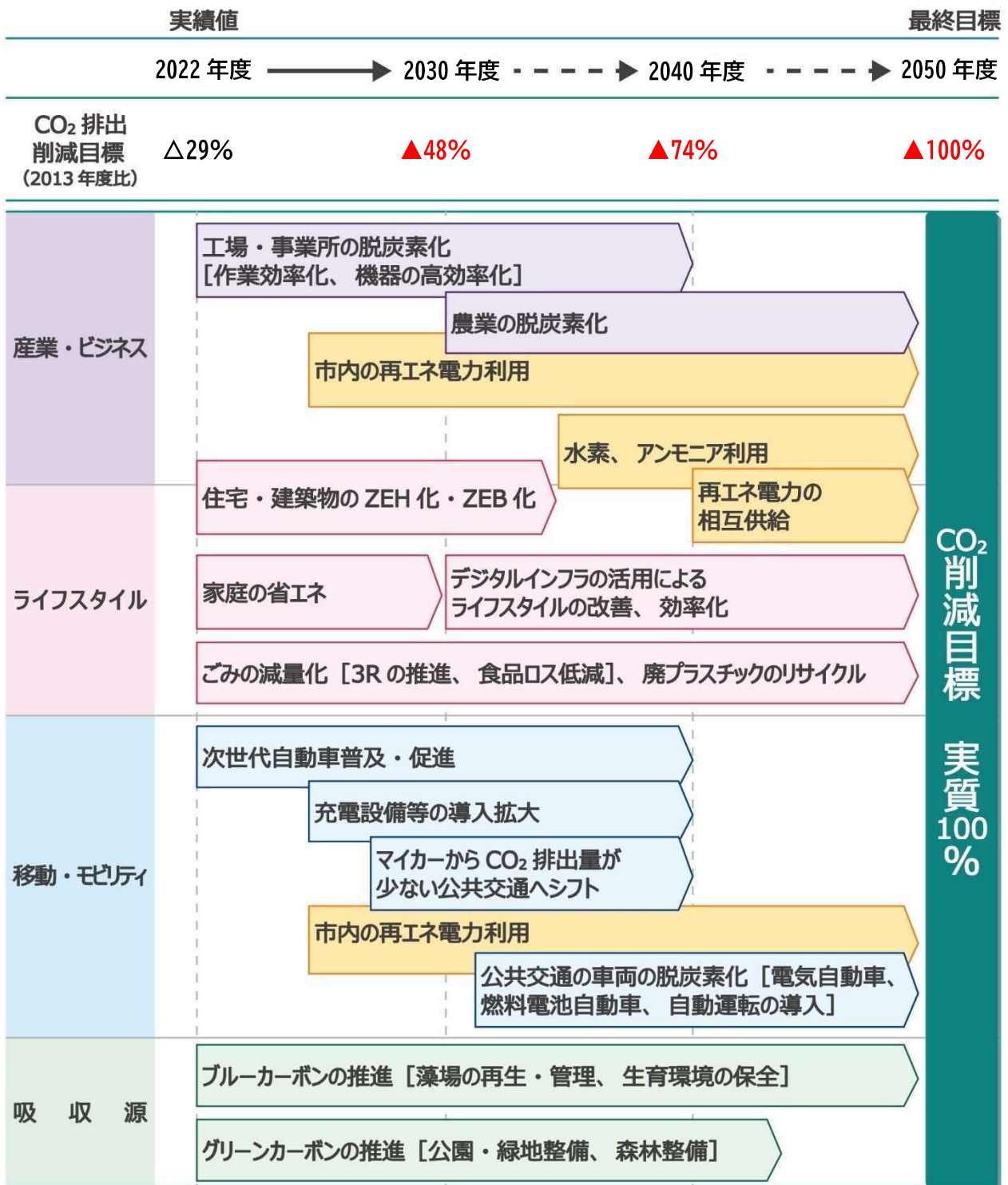
温室効果ガス排出量の削減目標（2050 年度まで）

本市は、「ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、2050（令和 32）年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目指しています。また、国の「地球温暖化対策計画」や「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の削減目標を踏まえ、本計画では以下のとおり目標を設定します。



二酸化炭素排出量の削減目標

ゼロカーボンシティの実現に向けた脱炭素ロードマップ



: 次世代エネルギー（再エネ、水素など）の取組

🌱 主体別の取り組み

●再生可能エネルギーの利用促進【地球温暖化対策推進法 第21条 第3項 第1号に準じた取り組み】

【市の取り組み】

- 公共施設や観光施設への再生可能エネルギーの積極的な導入を図るとともに、その具体的な効果を発信します。【重点2】
- 自家消費型の再生可能エネルギーや蓄電システム、次世代自動車の活用などにより、環境にやさしく災害に強いエネルギーシステムの導入を促進します。【重点2】
- 地域産業における再生可能エネルギーなどを活用し、脱炭素経営を推進します。【重点2】
- ペロブスカイト等の次世代太陽電池の積極的な導入を通じて、再生可能エネルギー導入を拡大します。
- 太陽光発電や風力発電に伴う無秩序な開発を防ぐため、条例の周知や指導を通じて、再生可能エネルギーの導入を適正化します。
- 市内の再生可能エネルギー電力プランや非化石証書³²の供給や、情報提供を通じて、市民、事業者の再生可能エネルギーの活用を促進します。【重点2】
- 再生可能エネルギーによる自家消費量を見える化して、市内の再生可能エネルギー自給率を発信します。【重点2】
- 市内の再生可能エネルギー電力に関する環境価値創出を検討します。

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

	市民	事業者	滞在者
● 太陽光発電などの再生可能エネルギーを活用します。	●	●	
● 大規模な太陽光発電や風力発電の設置については、条例などを遵守します。		●	
● CO ₂ フリー電力 ³³ の導入を検討します。	●	●	

●省エネルギーの促進【地球温暖化対策推進法 第21条 第3項 第2号、第3号に準じた取り組み】

【市の取り組み】

- スマートハウス、ZEH³⁴（次世代住宅）の普及を推進します。
- 家庭や事業所での二酸化炭素の排出削減に向けて省エネ診断・省エネ情報や事例などの提供を行います。
- 空家・耐震による長寿命化・省エネルギー化などを推進します。
- 市の事務事業^{*}について環境負荷軽減に向けた取り組みを推進します。
- ISO14001、エコアクション 21³⁵の事業者への導入を推進します。
- ZEB（脱炭素な建築物）や、スマート工場等の普及を推進します。
- 工場・事業所における温室効果ガス排出量の見える化ツールの活用や省エネルギー機器等への設備導入に対する支援を行います。
- 農林水産業における脱炭素化に関する情報提供や支援を行います。

32 非化石証書：石油や石炭などの化石燃料を使わずに発電された電力が持つ「環境価値」を、証書にして売買できるようにしたもの。

33 CO₂フリー電力：発電の過程で温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）を排出しない電力のこと。具体的には、太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーによって発電された電力や、原子力発電によって作られた電力を指す。

34 ZEH（Net Zero Energy House）：外皮の断熱性能などを大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。

35 エコアクション21：ISO14001規格をベースにしなが、広く中小企業などへの普及を促すために環境省が作成したガイドラインに沿った環境マネジメントの認証登録制度。

- 市民の取り組み強化のため、国民運動月間に関連する取り組みを家庭や事業所へ周知します。
- 公共施設の照明灯のLED化等、省エネルギーの率先導入を推進します。
- エネルギーに関する教育・学習機会や情報提供を充実させます。
- 電気自動車、プラグインハイブリッド車³⁶、燃料電池自動車³⁷の導入支援や充電ステーション等のインフラ整備を通じて、普及を促進します。【重点2】
- 自動車と住宅、建物との間で電力の相互供給を行うV2H³⁸の導入を進め、蓄電池利用や災害時等の非常用電源としての活用を促進します。【重点2】
- 環境負荷の少ない超小型モビリティ³⁹（電気自動車）の導入を検討します。【重点2】
- 公用車には燃費効率のよいハイブリッド車⁴⁰、電気自動車、燃料電池車などの次世代型自動車の積極的な導入を推進します。【重点2】
- イベント時に公共交通機関の利用を推奨します。
- AI オンデマンド交通サービスの利用促進により、効率的な移動手段の確保と環境負荷の低減を図ります。【重点2】
- 安全で快適な歩行者空間を確保します。
- 通勤は自転車、徒歩を推奨し、環境に対する意識啓発を行います。

※市役所の事務事業における温暖化対策は、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を参照

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

	市民	事業者	滞在者
• クールビズやウォームビズ ⁴¹ に取り組みます。	●	●	●
• こまめに電源を切るなど、無駄な電気使用量を減らします。	●	●	●
• エネルギー効率のよい製品・設備を選択します。	●	●	
• 電化製品などの待機電力の削減をします。	●	●	
• ESCO ⁴² 事業、省エネルギー診断等の取り組みを行います。		●	
• ISO14001 やエコアクション 21 の認証取得に取り組みます。		●	
• 環境負荷の軽減に配慮したエコドライブ ⁴³ を徹底します。	●	●	●
• 外出時に公共交通機関の利用や、自転車・徒歩による移動を心がけます。	●	●	●

36 プラグインハイブリッド車：コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッド自動車であり、ガソリン車と電気自動車の長所をあわせ持っている。

37 燃料電池自動車：燃料電池内で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーで、モーターを回して走る自動車のこと。

38 V2H (Vehicle to Home)：電気自動車（EV）などのバッテリーに蓄えた電気を、自宅へ供給して活用できる仕組みを指す。自動車を「走る蓄電池」として利用することで、家庭の電気代節約や、災害時などの停電における非常用電源として役立つことができる。

39 超小型モビリティ：自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境負荷が少ない小型の電気自動車などのこと。

40 ハイブリッド自動車：エンジンとモーターの二つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。

41 クールビズ・ウォームビズ：地球温暖化の防止を目的に、環境省が2005（平成17）年から提唱、実施しているキャンペーン。二酸化炭素などの温室効果ガスを削減するため、夏にノーネクタイ・ノー上着ファッションの軽装によるワーキングスタイルを「クールビズ」、冬に過度に暖房機器に頼らず、寒いときは暖かい格好をして働くワーキングスタイルを「ウォームビズ」という。

42 ESCO (Energy Service Company)：ビルや工場の省エネ化に必要な技術、設備、資金などを包括的に提供するサービス。省エネ改修にかかった投資や経費が、削減された光熱費（エネルギー経費）で賄われる点が最大の特徴である。導入する側は、新たな経済的負担を負わずに設備を更新でき、契約期間終了後の経費削減分はすべて利益となる。

43 エコドライブ：省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。主な内容は、アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進・急加速・急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

	市民	事業者	滞在者
<ul style="list-style-type: none"> 自動車の購入・買い替え時には、ハイブリッド自動車や電気自動車などの次世代自動車を検討します。 	●	●	

●二酸化炭素吸収源⁴⁴の保全と創造の促進【地球温暖化対策推進法 第21条 第3項 第3号に準じた取り組み】

【市の取り組み】

- 二酸化炭素吸収源対策の取り組みを発信するとともに創出に取り組みます。
- 地域に適した海藻の研究を通じ、沿岸域の生態系（藻場など）の管理・保全を推進します。【重点2】
- 藻場の再生・保全を進め、沿岸域の生態系を拡大させていきます。【重点2】
- 海岸防風林の松枯れ対策を進めるとともに、竹林の不要な拡大防止を図り、海岸環境を保全します。【重点2】
- 保安林等の植樹を行い、防災林の保護をします。【重点2】
- 「御前崎市森林整備計画」に基づき、事業者に対して指導を行います。
- 山林所有者や市民等と協働で、地域の植生や自然環境に配慮した山林の適正管理の推進に取り組みます。
- 森林の適切な管理に向けた山林所有者の支援を行います。
- 治山事業を推進し、倒木被害や土砂崩れなどを未然に防止します。【重点2】
- 森の力再生事業を積極的にPRします。【重点2】
- 公園のごみ拾いや緑化について、市民協働で取り組みます。
- 地元団体や管理組合に委託実施する植生管理を充実させます。
- グリーンバンクなどの活用を図り、公共施設の緑化を推進します。
- 市民の憩いの場である公園・広場等の緑化を推進します。
- 都市公園の緑化を推進します。
- 花の会など管理団体の活動を支援して緑化を推進します。

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

	市民	事業者	滞在者
<ul style="list-style-type: none"> ブルーカーボンやグリーンカーボンの拡大に協力します。 	●	●	
<ul style="list-style-type: none"> 屋上緑化や壁面緑化（緑のカーテン⁴⁵など）に取り組みます。 	●	●	



44 二酸化炭素吸収源：森林や海洋などの自然界の力を利用して大気中の二酸化炭素を吸収・固定し、二酸化炭素の実質排出量を減らす取り組み。

45 緑のカーテン：つる性の植物（ゴーヤやアサガオなど）を、建物の窓の外や壁面に設置してつくるもの。強い日差しを遮る遮光効果と、植物が水分を蒸発させる際の冷却効果により、室温の上昇を抑えることができる。

環境目標6：人づくり・環境ネットワークの推進

8 環境を学び、行動する



現状と課題

- 市民意識調査の結果によると、環境保全活動に参加している市民約3割となっており、より多くの市民や事業者が関心を持ち、主体的に行動できるしくみづくりが必要です。
- アカウミガメ保護活動や里山体験など、御前崎市ならではの資源を活用した環境教育を、学校や地域で継続・発展させていく必要があります。
- ホームページやSNS等の多様な媒体を活用し、環境情報をわかりやすく提供するとともに、各主体が連携して活動できるネットワークの構築が求められています。



数値目標

環境指標	現状 2024年度	目標 2033年度
● 環境出前講座参加者の関心度	97.8%	100%
● アカウミガメ保護活動見学会参加者の満足度	—	95.0%
● アカウミガメ保護関連の啓発事業・学校行事の参加者数	703人/年	700人/年
● 環境保全活動への参加割合*1	27.5%	30%
● 道路愛護参加人数	2,860人/年	3,300人/年
● ごみゼロ運動の参加者数	3,508人/年	4,000人/年
● 「御前崎クエスト」事業参加者数（小学生）	48人/年	50人/年
● 市公式SNSなどを活用した年間での情報発信回数	5件/年	12件/年

*1 市民意識調査：「参加している地域の行事や活動について「清掃活動、自然保護などの環境保全活動」の割合

主体別の取り組み

●環境教育・環境学習の推進

【市の取り組み】

- 総合的な学習の時間などを利用し、学校での環境教育・環境学習を推進します。
- 環境に関する講演会などを開催します。【重点1】
- 環境学習のための施設やスペースを設けます。
- 下水道の理解を深めていただくため、浄化センターの見学を受け入れます。
- 県と連携して、地球温暖化防止推進員の人材育成を推進します。
- 環境出前講座を開催します。【重点1】
- 市職員に対して環境に関する研修を実施します。【重点1】
- アカウミガメの保護活動について体験学習の機会を提供します。
- 「御前崎クエスト事業」を通じ、磯の生きもの観察や竹林整備、里山散策など御前崎市の環境を知り、学ぶための体験学習の機会を提供します。
- マダいの放流体験などを活かして体験学習の機会を提供します。

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

	市民	事業者	滞在者
• 自然観察会や体験教室などに積極的に参加します。	●		
• 社員に対する環境教育・環境学習を行います。		●	
• 環境教育・環境学習に役立つ情報や資料を市民に提供します。		●	

●環境保全活動の推進

【市の取り組み】

- 市民一人ひとりが環境保全の責任を自覚し、自ら行動するよう啓発活動を行います。
- 地域の清掃活動、河川・海岸の環境美化活動などへの支援を行います。

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

	市民	事業者	滞在者
• 日頃からエコライフを実践します。	●	●	●
• 地域の清掃活動、河川・海岸の環境美化活動などを積極的に主催あるいは参加します。	●	●	●

●環境情報の提供とネットワークづくり

【市の取り組み】

- 環境関連の情報をホームページや広報誌、ケーブルテレビ（CATV）などで提供します
- 環境報告書を公表します。
- 環境教育学習の一環に図書館が活用されるよう、資料等を充実させます。
- 環境月間等を活用し、環境問題を考えるきっかけになるよう、資料の充実とPRを行います。
- 自然環境保全イベントの共同実施、GX商談会、情報交換会、勉強会を開催します。（例：ビーチクリーン活動への協働）【重点1】
- 「地域情報が見える化」するポータルサイトを構築します。（例：「エネ Smile タウン」との連携）【重点1】
- カーボンニュートラルと自然との共生を含めた、新しいつながりの場を検討します。【重点1】

【市民・事業者・滞在者の取り組み】

	市民	事業者	滞在者
• 御前崎市の環境について自発的に発信します。	●	●	●
• 図書館の環境情報を積極的に利用します。	●		●
• 環境保全対策の取り組み状況などについて、環境報告書やホームページなどで情報公開します。		●	
• 各主体とのつながりを意識した環境保全活動を実践します。	●	●	●



ウミガメ保護活動見学会